一般社団法人　全日病厚生会
会員医療機関の皆様へ

2022年2月1日以降始期用

病院総合補償制度のご案内

- 病院（診療所）賠償責任保険
- 介護サービス事業者賠償責任保険
- 医療施設機械補償保険
- サイバーリスク保険
  ※個人情報漏えい保険から変更となります。
- 医療機関向け役員賠償責任保険
- 医療事故調査費用保険
- 現金・小切手運送保険
- 医療廃棄物排出事業者責任保険

- **長期休業補償制度**
  ※全国中小企業団体中央会を契約者とする制度です。（2021年10月1日以降始期用）
- **経営ダブルアシスト・業務災害補償制度**
  ※全国中小企業団体中央会を契約者とする制度です。（2021年10月1日以降始期用）
- **職員総合補償制度**
  ※全国中小企業団体中央会を契約者とする制度です。（2021年10月1日以降始期用）
- **連帯保証人代行制度 スマホスNEXT**
  ※連帯保証人代行制度 スマホスNEXTは全日病厚生会の団体保険契約ではありません。

補償内容に変更のある種目があります。変更内容につきましては、各種目ページをご参照ください。
ご不明な点につきましては、裏面連絡先までご連絡ください。

団体保険契約者：一般社団法人 全日病厚生会

取扱幹事代理店：**（株）全日病福祉センター**　引受保険会社：**東京海上日動火災保険㈱**
ご加入対象者：**一般社団法人 全日病厚生会会員医療機関**

目　次

ご加入のおすすめ ･･ 1

1. 病院（診療所）賠償責任保険（医師賠償責任保険（医師特別約款）+医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）･･ 2

2. 勤務医師包括担保特約（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション）･････････････････ 7

3. 医療従事者包括賠償責任保険（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション）･････････････ 8

4. 産業医等活動保険
（賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款）（（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション））･･ 9

5. 介護サービス事業者賠償責任保険 ･･･10

6. 医療施設機械補償保険（医療施設内機械設備包括契約特約等付機械保険）･････････････････････14

7. サイバーリスク保険 ･･･16

8. 医療機関向け役員賠償責任保険（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯会社役員賠償責任保険））･18

9. 医療事故調査費用保険 ･･･20

10. 現金・小切手運送保険（マネーフレンド運送保険特別約款付運送保険）･････････････････････21

11. 医療廃棄物排出事業者責任保険（環境汚染賠償責任保険）･････････････････････････････22

12. 長期休業補償制度（総合生活保険（GLTD））･･･････････････････････････････････････23

13. 経営ダブルアシスト・業務災害補償制度（業務災害総合保険）･･･････････････････････････24

14. 職員総合補償制度 ･･･26

15. 連帯保証人代行制度　スマホスNEXT ･･28

ご加入方法について ･･ 最終頁

会員各位

病院総合補償制度ご加入のおすすめ

公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 全日病厚生会

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊会運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。

　さて、医療の高度化、専門化に伴い医療事故の要因が増加する一方、患者の権利意識の高まりや価値観の多様化、情報開示の進展を背景に、医療事故を巡る紛争が継続的に多数発生しております。また、病院経営においては医療事故以外にも様々なリスクが存在しております。貴院におかれましても、既に、医療事故の防止、医療紛争の予防や様々なお取り組みを実施されていることと存じますが、万全の体制をもってしても不測の事態が生じる可能性があり、その為に様々な損害保険をご手配されていることと存じます。

　今回ご案内する「病院総合補償制度」は、病院向けに必要と考えられる各種リスクに対応する保険をラインナップしておりますので、年一回の手続きで各種損害保険を一度に手配することができます。病院経営においてはリスクに備えるための損害保険は必要不可欠なものであり、是非とも本制度にご加入いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

1.病院(診療所)賠償責任保険

(医師賠償責任保険(医師特別約款)+医療施設賠償責任保険(医療施設特別約款))

団体割引20%適用

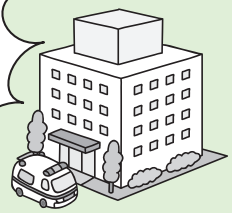

病院（診療所）賠償責任保険の特長

- **保険料団体割引20%を適用**
  全日病厚生会の病院（診療所）賠償責任保険では団体割引20%を適用しておりますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。
- **病院・診療所を取り巻く様々な賠償リスクに対する補償**
  医療事故による損害賠償責任を補償する医師特別約款と医療施設に起因して起こりうる様々なリスクを補償する医療施設特別約款がセットされた補償となっております。
- **人格権侵害に関する補償を自動付帯**
  詳細は下記「人格権侵害に関する補償」をご参照ください。

病院(診療所)賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

医師特別約款

被保険者または勤務医師・看護職等の被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で行った医療業務に起因して、患者さんの生命・身体に障害が発生した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによる損害（損害賠償金の他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます）に対して保険金をお支払いします。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、医療上の事故（患者さんの身体の障害）がご契約期間（保険期間）中に発見された場合に限られます。

事故想定例
①くも膜下出血の見落としにより、重度後遺障害を負った。
②過去の手術に際して使用したガーゼを体内に残し、その後の経過観察時に発覚した。

医療施設特別約款

被保険者が所有・使用・管理する病院・診療所施設の建物や設備、病院・診療所業務の遂行もしくはその結果、または提供・販売した食品や商品等（以下、「生産物」といいます。）に起因して患者さんや見舞い客等の第三者の身体・生命を害した場合（医療業務の遂行により患者さんに生じたものは除きます）、または財物を損壊した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによる損害（損害賠償金の他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます）に対して保険金をお支払いします。なお、この保険で保険金をお支払いできるのは、他人の身体の障害または財物の損壊がご契約期間（保険期間）中に発生した場合に限られます。

事故想定例
①火事により、誘導ミスで逃げ遅れた入院中の患者さんがケガまたは死亡した。
②看護師が医療機械を移動中見舞客にぶつかり、見舞客にケガを負わせた。
③病院内の食堂で提供した食事により、見舞客が食中毒になった。

人格権侵害に関する補償（医療施設特別約款）

医療施設特別約款で対象としている、被保険者が所有・使用・管理する施設や業務の遂行もしくはその業務の結果、または生産物に関し、これらいずれかに伴う「不当な身体拘束」「口頭・文書・図画等による表示」（以下、これらを「不当行為」といいます）により、他人の自由・名誉・プライバシーの侵害（以下、「人格権侵害」といいます）が発生した場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことによる損害（損害賠償金の他、紛争の解決のために必要な弁護士報酬等の諸費用を含みます）に対して保険金をお支払いします。なお、この補償部分で保険金をお支払いできるのは、不当行為がご契約期間（保険期間）中に日本国内で行われた場合に限られます。また、医療行為に起因する人格権侵害については補償対象とはなりませんのでご注意ください。

事故想定例
病院の警備員が訪問者を不審者として公衆の面前で取り押さえ尋問したところ、入院患者の見舞い客であることが判明した。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法 医師特別約款 医療施設特別約款

(1) 保険金の種類

①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料、修理費　等）
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用
④引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

(2) 保険金のお支払い方法

P2①の損害賠償金については、その額に対してご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
P2②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

医師特別約款・医療施設特別約款 共通

(1) 契約者・被保険者の故意
(2) 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
(3) 地震、噴火、洪水、津波または高潮
(4) 被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
(5) 被保険者が所有、使用、管理する財物の損壊について、財物に対して正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任（医療施設特別約款において昇降機に積載した他人の財物には適用しません）
(6) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
(7) 排水、排気に起因する賠償責任
(8) 医師、看護師、薬剤師、X線技師その他被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任（労災事故）

等

医師特別約款

(1) 日本国外での医療業務による事故
(2) 名誉き損または秘密漏洩に起因する賠償責任
(3) 美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任
(4) 医療の結果を保証することによって加重された賠償責任
(5) 所定の免許を持たない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任（ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。）
(6) 医療施設（設備を含みます）、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます。）、船舶、航空機等の所有、使用または管理に起因する賠償責任

等

医療施設特別約款

(1) 病院・診療所等医療施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
(2) 被保険者が故意または重大な過失により法令に反して製造・提供・販売した生産物または行った業務の結果に起因する賠償責任
(3) 自動車（検診車等）、原動機付自転車、航空機、医療施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）等の所有、使用または管理に起因する賠償責任
(4) 〈人格権侵害に関する補償〉
①被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
②広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

等

被保険者について

対象事故が起こった場合に保険の補償を受けることができる方を「被保険者」といいます。
この保険の被保険者は、病院・診療所・介護老人保健施設の開設者（介護老人保健施設は医師賠償責任保険のみの加入となります）です。

ご注意

勤務医師や看護職等の補助者が行った医療業務に起因して被保険者（病院・診療所の開設者・介護老人保健施設の開設者）が負担する法律上の賠償責任はこの保険の対象となりますが、**勤務医師や看護職等が個人名で賠償請求を受けた場合の個人責任部分は、この保険の対象となりません。**
病院・診療所に勤務される専門職向けに、そのような場合に備えた各種賠償責任保険をご用意しております。別冊のパンフレットがございますので、取扱代理店までお問い合わせください。（なお、後記2. 3. の特約・オプションでの包括方式も可能です。ただし、個人でのご加入に比べて補償範囲は限定されております（勤務先医療機関に関する業務以外は、対象外となりますのでご注意ください）。
なお、発生した損害につき被保険者が他者に対し損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、引受保険会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、引受保険会社はそれら債権を代位取得し求償を行うことがあります。医師特別約款においては、勤務医師・看護師などの病院・診療所の従業員等の業務の補助者に対する代位求償については、これらの者が賠償責任保険に加入している場合またはこれらの者の故意による事故である場合に限り、保険会社がこれらの方へ求償することがございます。

医療通訳サービス ＜自動付帯＞

病院（診療所）賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者（医療施設の開設者）の方のうち、病院・診療所・介護老人保健施設を対象としてご契約いただいている方にご利用いただけるサービスです。詳しくはP.6をご参照ください。

1 電話医療通訳
インフォームドコンセント対応

普段お使いの電話機から、スピーカーフォンあるいは受話器の受け渡しでご利用いただけます。また、電話回線の契約のないタブレットやスマートフォンからもインターネット回線を通じた電話通訳の利用が可能です。

2 機械翻訳

お使いのスマートフォン・タブレットに「メディフォンアプリ」をダウンロードすることでご利用いただけます。
※病院を対象とするご契約でのみご利用いただけます。診療所・老人保健施設の皆さまはご利用対象外です。

本サービスの特徴

- 国内最大級**300名**の医療専門通訳者が**17言語**に対応
- 専用アプリでの**機械翻訳**も利用可能、受付・会計などの外国人対応場面を支援
- 面倒な**端末の購入・レンタルや設定などは不要**、アカウント登録後、お使いの電話回線・スマートフォン/タブレットから**即利用可能**

団体割引
20％適用

支払限度額・年間参考保険料

（下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。）

＜病院契約＞（許可病床数 20床～）

タイプ	支払限度額				
	医師賠償責任保険（医師特別約款）＜免責金額：なし＞		医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）（＊1）＜免責金額：なし＞		
	1事故につき	保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき
おすすめ 充実プラン 3K	3億円	9億円	2億円	40億円	4,000万円
2K	2億円	6億円	2億円	40億円	4,000万円
2D	2億円	6億円	2億円	20億円	2,000万円
G	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	30億円	3,000万円
K	1億円	3億円	1億5,000万円	30億円	3,000万円
D	1億円	3億円	1億円	20億円	2,000万円
C	5,000万円	1億5,000万円	1億円	20億円	2,000万円
B	3,000万円	9,000万円	1億円	20億円	2,000万円
A	100万円	300万円	1億円	20億円	2,000万円

（＊1）医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）の人格権侵害補償の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。
支払限度額は被害者1名につき1000万円、1事故につき1億円、保険期間中につき1億円、免責金額は0円

●日本医師会A①会員である個人立病院開設者の方は、Aタイプのみにご加入いただけます。

＜診療所契約＞（許可病床数 無床～19床）

タイプ	支払限度額					参考保険料（診療所1施設あたり）	
	医師賠償責任保険（医師特別約款）＜免責金額：なし＞		医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）（＊2）＜免責金額：なし＞				
	1事故につき	保険期間中	対人1名につき	対人1事故につき	対物1事故につき	無床	有床
おすすめ 充実プラン 3L	3億円	9億円	2億円	40億円	4,000万円	99,550円	142,660円
2L	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円	80,820円	117,630円
H	1億5,000万円	4億5,000万円	1億5,000万円	30億円	3,000万円	71,680円	105,330円
L	1億円	3億円	1億5,000万円	15億円	3,000万円	62,400円	92,890円
F	1億円	3億円	1億円	2億円	1,000万円	61,870円	92,360円
M	5,000万円	1億5,000万円	1億円	2億円	1,000万円	44,080円	78,680円
E	100万円	300万円	1億円	2億円	1,000万円	6,890円	6,890円

（＊2）医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）の人格権侵害補償の支払限度額・免責金額は、いずれのタイプにおいても次の通りです。
支払限度額は被害者1名につき1000万円、1事故につき1億円、保険期間中につき1億円、免責金額は0円

●日本医師会A①会員である個人立診療所開設者の方は、Eタイプのみにご加入いただけます。

ご注意

●病床数は許可病床数です（稼動病床数ではありません）。
●過去の事故歴や保険金請求等によって、上記保険料が割増となる場合がございます。（新規：一般病床数100床以上、もしくは更新：合計病床数100床以上の場合）。詳細につきましてはお問い合わせください。
●新規加入の場合は「ご質問書兼告知事項申告書」の提出が必要になることがございます。
●介護老人保健施設につきましては、医師賠償責任保険のみの加入となります。医療施設賠償責任保険はご加入いただけませんのでご注意ください。支払限度額も上記と異なります。勤務医師包括担保特約、医療従事者包括賠償責任保険も付帯できません。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
なお、施設の使用・所有・管理等に起因する賠償責任については、介護サービス事業者賠償責任保険にて補償されますので、お問い合わせください。
●上記の保険料は概算です。引受に関しては、過去の損害率とリスク管理状況等を勘案して引受保険会社が個別に決定します。ご加入を希望される場合は別途お問い合せください。
●新たに介護医療院を開設した場合は、新規ご加入のお手続きが必要となります。

参考保険料（1病床あたり）							
一般病床					療養病床（＊3）	精神病床	結核病床 感染症病床
20～99床	100～199床	200～299床	300～499床	500床～			
19,698円	24,085円	32,543円	33,751円	35,017円	15,915円	1,607円	444円
16,389円	20,010円	26,991円	27,988円	29,033円	13,267円	1,520円	409円
16,204円	19,825円	26,806円	27,803円	28,848円	13,082円	1,247円	349円
14,542円	17,780円	24,022円	24,914円	25,848円	11,750円	1,191円	329円
12,888円	15,743円	21,247円	22,033円	22,857円	10,426円	1,147円	311円
12,831円	15,686円	21,190円	21,976円	22,800円	10,369円	1,064円	293円
10,987円	13,415円	18,096円	18,764円	19,465円	8,894円	1,015円	273円
9,997円	12,195円	16,434円	17,039円	17,673円	8,101円	988円	263円
2,327円	2,749円	3,563円	3,679円	3,801円	1,963円	784円	181円

（＊3）介護療養型医療施設（介護療養病床）および介護医療院については、病床数（介護医療院の場合は定員数）に応じて、「一般診療所」または「療養病床」としてお引受けします。

保険料の算出について（ご参考）

割増引（団体割引以外のもの）の適用対象

合計病床数が100床以上の病院

損害率による保険料割増引（＊3）

〈割増〉 過去の損害率に基づき保険料割増率を決定いたします。ただし新規お申し込みの場合は、「**ご質問書兼告知事項申告書**」に基づき引受保険会社が個別に設定する場合がございます。（医師特別約款についてのみ）

〈割引〉 所定の過去5年間に保険金のお受け取りがない場合、医師特別約款についてのみ優良割引が適用できることがございます。別途、「ご質問書兼告知事項申告書」のご提出が必要となります。

（割引は全種類（＊4）の病床の保険料に適用されます。）

（＊3）割引の適用に関しては引受保険会社が個別に決定しますので別途お問い合わせください。

（＊4）全種類の病床とは一般病床、精神病床、結核・感染症病床、療養病床をいいます。

損害率算出式

損害率は以下の計算式で算出いたします。

$$\text{損害率（\%）} = \frac{\text{成績計算期間中の保険金（＊5）の合計額}}{\text{成績計算期間中の保険料（＊6）の合計額}} \times 100 \text{（小数点第3位以下切り捨て）}$$

（＊5）保険金：医師特別約款部分についてお受け取りがあった保険金（賠償金、争訟費用および訴訟付帯費用）

（＊6）保険料：医師特別約款部分についての損害率による割増引を適用する前の保険料（全病床の保険料）

成績計算期間

契約年度が8年度目以降の場合は契約年度の前々年度より過去5年間で計算します。
契約年度が2年度目～7年度目の場合は別途お問い合わせください。
＜例＞2022年2月1日更新の場合、2015年4月1日～2020年3月末日の5年間

＜割増率テーブル表（8年度目以降の契約に適用）＞

過去5年間の損害率	病床数区分			
	100床～199床	200床～299床	300床～499床	500床以上
100%～120%	20%	20%	30%	30%
120%～140%	20%	30%	40%	50%
140%～160%	30%	40%	50%	60%
160%～180%	40%	50%	60%	80%
180%～200%	50%	60%	70%	90%
200%～220%	50%	70%	90%	100%
220%～240%	60%	80%	100%	120%
240%～260%	70%	90%	110%	130%
260%～280%	70%	100%	120%	150%
280%～300%	80%	110%	130%	160%
300%～	個別にお問い合わせください。			

医療通訳サービスのご案内

（病院（診療所）賠償責任保険に自動付帯）

サービス内容

1 電話医療通訳

電話を通じて医療専門通訳者が診察室における外国人患者との会話や受付・会計等の会話を通訳します。

対応言語	17言語
対応時間	8:30-24:00・365日
ご利用可能期間	保険期間中
ご利用可能回数	保険期間を通じて20コールまで

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- ベトナム語
- タイ語
- スペイン語
- ポルトガル語
- ロシア語
- フランス語
- ヒンディー語
- モンゴル語
- インドネシア語
- ネパール語
- ペルシア語
- ミャンマー語
- タガログ語
- 広東語

録音データを最大3年間保管します。

2 機械翻訳

お使いのスマートフォン・タブレットにて、「メディフォンアプリ」を利用して、機械翻訳をします。翻訳履歴はアプリ内閲覧が可能です。

対応言語	17言語
対応時間	24時間・365日
ご利用可能期間	保険期間中
ご利用可能回数	回数制限なし

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- ベトナム語
- タイ語
- スペイン語
- ポルトガル語
- ロシア語
- フランス語
- ヒンディー語
- モンゴル語
- インドネシア語
- ネパール語
- ペルシア語
- ミャンマー語
- タガログ語
- 広東語

音声認識・音声読み上げ機能があります。

ご利用いただける場面（イメージ）

来院・受付

電話翻訳

機械翻訳

診察・検査

電話翻訳

機械翻訳（＊）

ムンテラ・インフォームドコンセントにも対応

会計

電話翻訳

機械翻訳

（＊）診察室や検査室等で重要なご説明をされる際は、より正確にお伝えできるよう、機械翻訳ではなく電話医療通訳をご使用ください。

ご利用いただくメリット

多言語コミュニケーション支援

必要な時にすぐに使える・繋がる通訳機能が、外国人患者との円滑なコミュニケーションを支援します。

外国人対応にかかる業務負担軽減

来院から診療、会計までの**一連の外国人対応場面をカバー**し、現場担当者の業務負担を軽減します。

医療トラブルリスク低減・回避

医療専門通訳の活用で患者の理解や同意取得を支援し、医療従事者の**医療トラブルリスクを低減します。**

サービスのご利用方法

1 PC・スマートフォン・タブレットから、メディフォン株式会社の申込フォームにアクセス

右記QRコードまたはURLから、申込フォームにアクセスします。

URL：https://mediphone.jp/forms/tmnf_ishibaiseki.html

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

2 アカウント登録の実施

証券番号・保険期間・電話番号等、必要な情報を入力し、アカウント登録をします。

※アカウント登録は、「医療施設ごと」に行います。

病院 → 3

診療所・老人保健施設 → 4

3 機械翻訳用の「メディフォンアプリ」をダウンロード（病院のみ対象）

※iPhone/iPadの場合はApp Storeから、Androidスマートフォン/タブレットの場合はPlayストアからダウンロードします。

4 ご利用の準備完了です！

※本サービスは保険期間中にのみご利用いただけます。病院（診療所）賠償責任保険の更新の際は、ご登録いただいたメールアドレスに別途ご案内するWebフォームにて証券番号・保険期間を再登録していただくことで、継続してご利用いただけます。

＜ご利用にあたっての注意点＞

1. 本サービスは、病院（診療所）賠償責任保険にご契約・ご加入の被保険者（医療施設の開設者）の方のうち、病院・診療所・老人保健施設を対象としてご契約いただいている方にのみご利用いただけるサービスです。
2. 本サービスのうち機械翻訳については、病院を対象としてご契約いただいている被保険者の方のみご利用いただけます。診療所および老人保健施設を対象としてご契約いただいている被保険者の方はご利用いただけません。
3. 本サービスのうち電話医療通訳については、医療施設ごとに、保険期間を通じて20コールを限度としてご利用いただけます。
4. 本サービスのご利用に際しては、本ご案内裏面に記載の「アカウント登録用QRコード」から、提携会社（メディフォン株式会社）が運営するホームページの申込フォームにアクセスし、利用規約に同意いただいたうえで、アカウント登録を行う必要があります。
5. 本サービスは、メディフォン株式会社により提供するサービスであり、東京海上日動が提供するものではありません。サービスのご利用またはアカウント登録時に記載される情報のご使用等によって発生した損害に関して、東京海上日動は一切責任を負いません。
6. 本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。

2. 勤務医師包括担保特約

（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション（医師特別約款））

団体割引20％適用

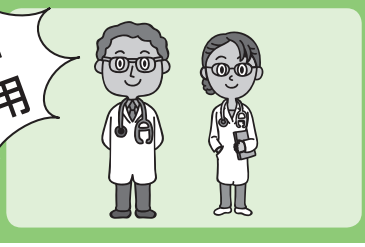

この特約は一般社団法人全日病厚生会の病院（診療所）賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

勤務医師包括担保特約の特長

- **団体割引20％を適用**
  病院（診療所）賠償責任保険に適用している団体割引20％をそのまま適用していますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。
- **無記名包括方式での引受**
  本オプションを付帯することで病院・診療所に勤務される勤務医師全員を無記名で包括的に被保険者とすることができます。
  （ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要がございます。）
- **病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用**
  病院・診療所に勤務される勤務医師の方々に対する福利厚生制度の一環としてもご活用いただけます。

勤務医師包括担保特約の内容

保険金をお支払いする場合

病院（診療所）賠償責任保険ご加入の医療施設に勤務する医師（非常勤医師、研修医含む）個人を被保険者とし、医療施設の業務として被保険者が日本国内で行った医療業務（往診等を含みます）に起因して発生した患者さんの生命・身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

病院（診療所）賠償責任保険（P.2）の医師特別約款に準じます。

保険金をお支払いできない主な場合

病院（診療所）賠償責任保険（P.3）の医師特別約款に準じます。

支払限度額・年間参考保険料（下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。）

タイプ			おすすめ HL	HK	HJ	HI	HG
支払限度額（＊1）（1事故／保険期間中）免責金額なし			3億円／9億円	2億円／6億円	1億円／3億円	5,000万円／1.5億円	100万円／300万円
年間参考保険料	病院（1病床あたり保険料）	一般・療養病床	7,192円	5,936円	4,680円	3,901円	381円
		精神病床	1,770円	1,460円	1,151円	955円	94円
		結核・感染症病床	2,489円	2,054円	1,619円	1,346円	131円
	診療所（1施設あたり保険料）	一般診療所（有床・無床）	35,430円	29,240円	23,050円	19,190円	1,870円

（＊1）病院（診療所）賠償責任保険でご加入いただいたタイプの医師賠償責任保険（医師特別約款）の支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません（除くAタイプ、Eタイプ）。

ご注意

病院（診療所）賠償責任保険で割増引が適用される場合は、勤務医師包括担保特約の保険料にもその規定に従い割増引が適用されます。また上記保険料は病院（診療所）賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

3. 医療従事者包括賠償責任保険

（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション）

団体割引20%適用

この保険は一般社団法人全日病厚生会の病院（診療所）賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

医療従事者包括賠償責任保険の特長

- **団体割引20%を適用**
  病院（診療所）賠償責任保険に適用している団体割引20%をそのまま適用していますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。
- **無記名包括方式での引受**
  本オプションを付帯することで病院・診療所に勤務される下記「被保険者となる医療従事者の範囲」の表の医療従事者全員を無記名で包括的に被保険者とすることができます。（ただし、資格も明記した名簿を備えることにより常に対象となる医療従事者を把握できる状態にしておく必要があります。）
- **病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用**
  病院・診療所に勤務される医療従事者の方々に対する福利厚生制度の一環としてもご活用いただけます。

医療従事者包括賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

病院（診療所）賠償責任保険ご加入の医療施設の仕事として被保険者が日本国内で行った医療従事者としての業務（付随業務を含みます）に起因して発生した他人の生命・身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

（1）保険金の種類

病院（診療所）賠償責任保険（P.2）の医師特別約款に準じます。

（2）保険金のお支払い方法

P.2①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（被保険者の数にかかわらず、ご加入の支払限度額をもって限度とします。）
P.2②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ●法令に定められた医療従事者の資格を有しない者が行った業務
- ●被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務
- ●美容を唯一の目的とする業務
- ●日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害　等

被保険者について

この保険の被保険者はご加入の医療施設に勤務されている下表記載の医療従事者です。

被保険者（補償を受けることができる方）となる医療従事者の範囲
看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士

支払限度額・年間参考保険料（下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。）

タイプ			HL（おすすめ）	HK	HJ	HI	HG
支払限度額（＊1）（1事故／保険期間中）免責金額なし			3億円/9億円	2億円/6億円	1億円/3億円	5,000万円／1.5億円	100万円／300万円
年間参考保険料	病院（1病床あたり保険料）	一般・療養病床	2,354円	1,943円	1,532円	1,303円	226円
		精神病床	62円	51円	40円	34円	6円
		結核・感染症病床	26円	22円	17円	14円	2円
	診療所（1施設あたり保険料）	一般診療所（有床・無床）	11,140円	9,200円	7,260円	6,170円	1,070円

（＊1）病院（診療所）賠償責任保険でご加入いただいたタイプの医師賠償責任保険（医師特別約款）の支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません（除くAタイプ、Eタイプ）。

●上記保険料は病院（診療所）賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●医療従事者包括賠償責任保険の保険料は、病院（診療所）賠償責任保険の割増引は適用されません。

4. 産業医等活動保険

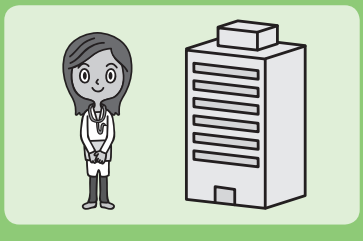

賠償責任保険普通保険約款＋嘱託医業務特別約款
（病院（診療所）賠償責任保険任意付帯オプション）

この保険は一般社団法人全日病厚生会の病院（診療所）賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

産業医等活動保険の特長

- **現在の病院（診療所）賠償責任保険では補償されない産業医等の活動リスクを補償**
  産業医等の活動において、従来の病院（診療所）賠償責任保険では対象外となる「対象となる活動」に記載の業務（産業医、健康管理医、学校医、嘱託医としての職務活動）の遂行に起因して発生した不測の事故によって第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。
- **病院（診療所）に勤務する医師個人を包括的に補償することが可能（オプション）**
  本オプションを付帯することで、病院・診療所の開設者だけではなく、病院・診療所に勤務される勤務医師の方々も無記名で包括的に被保険者とすることができます。（ただし、名簿を備えることにより常に対象となる勤務医師を把握できる状態にしておく必要がございます。）
- **団体契約のみの専用補償**
  病院・診療所のニーズにお応えして開発した団体向け専用補償です。

産業医等活動保険の内容

保険金をお支払いする場合

被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、事故に起因する損害賠償請求が、保険期間中になされた場合に限ります。

事故想定例　産業医の派遣を委託している企業の従業員Ａに対して、建設現場での高所作業を行って良いかの判断を求められ、過去から狭心症があることから「就業不可」と回答した。後日、従業員Ａが「高所作業が出来ないこと」を理由に勤務先の企業から解雇された。従業員Ａより自身が解雇され不利益を被ったのは産業医の回答によるものであるとして、産業医を派遣した病院が賠償請求を受けた。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

（1）保険金の種類

①法律上被害者に支払うべき損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。
②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用　※引受保険会社の書面による同意が必要になります。
③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用
④引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用
⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

（2）保険金のお支払い方法

上記①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
①医療行為　②故意または重過失による履行不能または履行遅滞　③産業医等の嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、業務の結果自体の改善もしくは修補、または業務に関する対価の返還　等

被保険者について

●基本契約：病院・診療所の開設者　**●勤務医師包括担保特約（オプション）**：病院・診療所に勤務する産業医等の嘱託医個人

対象となる活動

日本国内における嘱託医としての業務（嘱託医とは、法令によって定められた次の方をいいます。●産業医　●健康管理医　●学校医　●児童福祉法に定める保育所等の嘱託医）

支払限度額・年間保険料

基本契約：嘱託医業務特別約款　**包括担保特約**：勤務医師包括担保特約条項

支払限度額(＊1)（1請求／保険期間中）免責金額なし	ご加入者	加入パターン	年間保険料
1億円/3億円	病院	基本契約	10,000円
		基本契約＋包括担保特約(＊2)	20,000円
	診療所	基本契約	5,000円
		基本契約＋包括担保特約(＊2)	10,000円

（＊1）支払限度額は被保険者ごとに個別に適用します。
（＊2）包括担保特約は、基本契約に加入した場合のみ加入いただけます。単独での加入はできませんのでご注意ください。

リニューアル

5. 介護サービス事業者賠償責任保険

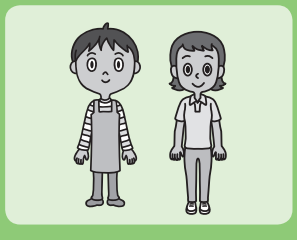

介護サービス事業者賠償責任保険の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 介護サービス事業をとりまく様々なリスクを包括補償
- NEW **弁護士費用等、訴訟対応費用、被害者治療費用**の補償を追加
- サービス利用者が新型コロナウイルスに感染した際の施設消毒費用等を補償
- 公的介護保険対象サービスの遂行に関して日本国内で発生した対人・対物事故やケアプラン作成・訪問調査のミスによる法律上の賠償責任等、様々な事故をカバー
- 公的介護保険対象外の居宅サービスによる事故や、ホームヘルパー養成研修中の事故によって第三者に対して負担する法律上の賠償責任についても補償

介護サービス事業者賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

①～⑥の事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
ただし、保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。
※④および⑥の事故については、保険金をお支払いするのは、事故についての損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

① 対人・対物事故

施設(＊1)、仕事(＊2)(訪問看護業務を除きます)の遂行もしくはその結果または生産物(＊3)に起因する他人の身体の障害または財物(管理下財物を除きます)の損壊
(＊1)記名被保険者が仕事の遂行のために所有・使用・管理する不動産・動産をいいます。
(＊2)記名被保険者にかかる介護業務のうち、13ページ記載の「対象となる業務について」記載のものをいいます。
(＊3)記名被保険者が仕事に関連して製造、販売または提供した財物であって、記名被保険者の占有を離れたものをいいます。

事故想定例
- 介護サービス施設にある本棚から本が突然落ちてきて、付き添いの親族の荷物を壊した。
- ヘルパーが車いすのストッパーをかけ忘れたために、車椅子が動き出し、バランスを崩した高齢者が転落してケガをした。
- ケアプランの内容に問題があったため、ケアプランに基づいて行動した高齢者がケガをした。
- ショートステイサービスで提供した昼食で食中毒が発生した。

② 訪問看護業務事故

仕事のうち訪問看護業務の遂行もしくはその結果に起因する他人の身体の障害または財物(管理下財物を除きます)の損壊

事故想定例
- 看護師がサービス利用者宅で入浴介助を行う際に、看護の対象者にケガをさせた。
- 看護師が導尿のために使用したカテーテルの消毒が不十分だったことにより、看護の対象者が感染症にかかった。

③ 管理下財物事故

管理下財物(＊4)の損壊・紛失・盗取・詐取(保険金をお支払いするのは、管理下財物について、その財物の正当な権利者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。)
(＊4)記名被保険者が仕事の遂行にあたり使用・管理する動産をいいます。ただし、次のものを除きます。
a.有価証券・印紙・切手(料額印面が印刷されたはがきを含みます。)・証書・帳簿　b.宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・き章
c.稿本・設計書・雛形　d.自動車・原動機付自転車・船舶・航空機　e.動物・植物等の生物 f.その他a～e.に類する物
g.被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物(＊5)
(＊5)g.の損壊は、「①対人・対物事故の補償」で補償されます。

事故想定例
- 看護師がサービス利用者宅で訪問看護のために眼鏡を預かっていたところ、誤って眼鏡を落として割った。
- ホームヘルパーが利用者宅で介護のためにサービス利用者の食器を使ったところ、誤って落として壊した。
- サービス利用者から預かった買い物用の現金を盗まれた（この場合、警察への届出が必要です。）。

④ 人格権侵害事故

施設、仕事の遂行の遂行もしくはその結果または生産物に関する不当行為(＊6)に起因する他人の自由、名誉・プライバシーの侵害
(＊6)日本国内で行われた不当な身体の拘束または口頭・文書・図面等による表示をいいます。

事故想定例
- 管理用に作成したサービス利用者の所得や既往症などの一覧表を、外部の者の目に触れる事務所に掲示してしまい、プライバシー侵害として訴えられた。

⑤ 行方不明時使用阻害事故

認知症またはその疑いのあるサービス利用者(＊7)が行方不明(仕事の遂行中に発生したものに限り、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。)となった場合に、その者の行為(行方不明中の行為に限ります。)により生じた不測の事象(他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限ります)に起因する他人の財物の使用阻害(保険金をお支払いするのは、使用阻害された他人の財物について、その財物の正当な権利者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。)
(＊7)記名被保険者が仕事として遂行するサービスを利用する者をいいます。

事故想定例
- 認知症の介護施設利用者が施設の外に出て行方不明となり、鉄道の線路内に立ち入ったことにより、鉄道会社に列車の遅れ等の損害が発生した。

⑥ 経済的事故

居宅介護支援業務(*8)の遂行に起因して要介護・要支援状態にある者または介護予防・生活支援サービス事業の対象者の財産に金銭上の損害を与えること(身体の障害、精神的被害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取によるものを除きます。)。
(*8)記名被保険者の日本国内における次の業務をいいます。
・介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査
・要介護・要支援の認定の要否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断
・介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援

事故想定例
●要介護・要支援認定のための訪問調査にミスがあり、要介護・要支援認定ランクが低く判定されたため、利用者が自己負担で必要なサービスを手配した。その後、利用者が要介護・要支援認定についての不服申請をし、訂正して認定されたものの、介護保険で還付されない部分が生じた。
●作成されたケアプランに基づき住宅改修を行ったものの、全く利用価値がなく、改修費用相当の損害が生じた。

上記のほか、⑦～⑪の費用についても保険金をお支払いします。

⑦ 初期対応費用

この保険の対象となりうる事故が発生した際に、被保険者が支出した、身体の障害を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用、事故現場の取片付け費用等の費用(詳細はお問い合わせください)のうち、事故対応に直接必要な社会通念上妥当なものについて保険金をお支払いします。
(賠償責任の有無が判明しない段階で支出し、結果として法律上の賠償責任が発生しなかった場合でも原則として補償対象となります)。

⑧ サービス利用者捜索費用

サービス利用時間中にサービス利用者が保険期間中に日本国内において行方不明となった場合に、捜索費用や職員派遣費用、謝礼金等、記名被保険者が負担した所定の費用について保険金をお支払いします。
(保険金をお支払いするのは、警察署長へ行方不明者に係る届出が行われた場合に限ります。)

リニューアル ⑨ 感染症対応費用

サービス利用者が施設において、食中毒になったことおよび「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症もしくは指定感染症(同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。)または新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。)を発症したことにより、記名被保険者が負担した消毒費用や検査費用等の費用について保険金をお支払いします。(保険金をお支払いするのは、記名被保険者が食中毒になったことまたは感染症を発症したことを保険期間中に認識した場合に限ります。なお、新型コロナウイルス感染症を除く感染症については、その発症について被保険者が保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限ります。)

事故想定例
●介護施設で、入居者約40人が病原性大腸菌「O-157」に集団感染し、消毒費用や入居者の検査費用等が発生した。

NEW ⑩ 弁護士費用等

次の被害について、保険金請求権者(*9)が負担する次の損害に対して、保険金をお支払いする特約条項です。

被害の種類	損害の種類	対象となる費用
対人・対物被害(*10)	被保険者(*11)が対象事故(*12)によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害	弁護士費用
	被保険者(*11)が対象事故(*12)によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求に関する法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害	法律相談費用
経済的被害(*13)	記名被保険者が対象事故(*12)によって被った経済的被害について、保険金請求権者が法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害	

(*9)対象事故(*12)によって損害を被った、①被保険者②被保険者法定相続人③被保険者の配偶者・父母・子をいいます。
(*10)被保険者が仕事の遂行上の事由(通勤を含みます。)により身体の障害を被ること、または記名被保険者が所有、使用または管理する施設(加入依頼書記載の不動産・動産)が損壊または盗取(詐取を含みません。)されることをいいます。
(*11)対人被害の場合、①記名被保険者②記名被保険者の使用人③法人である記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関④社団である記名被保険者の構成員、対物被害の場合は記名被保険者、となります。
(*12)対人・対物被害については、日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。経済的被害については、日本国内において発生した業務妨害等をいいます。
(*13)記名被保険者が仕事において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいいます。契約の債務不履行に関する被害(例:取引先が納品した商品の代金を支払わない)について法律相談する費用は、補償対象外となります。

事故想定例
●介護施設の入居者から職員が暴力を振るわれ、ケガをした。加害者に対する損害賠償請求にかかる手続きを弁護士に委任した。
●介護施設の入居者に施設の備品を壊され、損害賠償請求の方法について、弁護士へ法律相談を行った。
●次のような被害に遭い、弁護士へ対応方法について法律相談を行った。
①介護施設の近隣の住民から悪質なクレームを繰り返し受けた。
②介護施設の職員が、入居者からのセクハラの被害を受けた。

NEW ⑪ 被害者治療費用

この保険の対象となる他人の身体の障害が保険期間中に日本国内において発生した場合に、身体の障害の発生日から1年以内に生じた被害者の治療費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。
※結果として、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生しないことが判明した場合でも保険金のお支払い対象となります。ただし、治療費用の一部または全部について、被保険者が既に法律上の損害賠償金として支払い済みの場合は、その治療費用は、対象外となります(基本補償において保険金のお支払対象となります)。
※次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。
・保険契約者、被保険者または被害者の闘争行為または犯罪行為(過失犯を除きます。)　・被害者の故意
・保険契約者・被保険者、被保険者の業務に従事中の者または被保険者と同居する親族が被った身体の障害

NEW ⑫ 訴訟対応費用

この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる事故再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

介護サービス事業者賠償責任保険の内容

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

（1）保険金の種類

(a)法律上の損害賠償金　(b)賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用　(c)事故発生時の応急手当等の緊急措置費用　(d)引受保険会社の要求に伴う所定の協力費用　(e)求償権の保全・行使等の損害防止・軽減費用　(f)初期対応費用　(g)サービス利用者捜索費用　(h)感染症対応費用　(i)弁護士費用等　(j)被害者治療費用　(k)訴訟対応費用

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。また（b）（e）（i）および（c）（f）の一部の費用も支出前に引受保険会社の書面による同意が必要となりますのでご注意ください。

（2）保険金のお支払方法

【P10、11に記載の①～⑥の事故共通】

上記(a)損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。なお、P10に記載の③の事故のうち、貨紙幣以外の管理下財物事故については支払限度額の範囲内であっても、その管理下財物の時価が限度となります。

前記(b)～(e)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、(b) の争訟費用について、(a) 損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷ (a) 損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

【初期対応費用】

(f)については、その実額の合計額に対して、「初期対応費用」の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
身体の障害を被った被害者への見舞金・見舞品購入費用については、「初期対応費用」の支払限度額の内枠において、１事故について被害者１名あたり10万円を限度とします。

【サービス利用者捜索費用・感染症対応費用・弁護士費用等・被害者治療費用・訴訟対応費用】

(g)、(h)、(i)、(j)、(k)はそれぞれの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

①各補償内容共通

●保険契約者または被保険者の故意（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）　●戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議または地震、噴火、洪水、津波、高潮
●他人との特別な約定によって加重された賠償責任　●被保険者と同居の親族に対する賠償責任（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
●被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任　●排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
●汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出または廃棄物の不法投棄・不適正な処理等（ただし、汚染物質の排出等が突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生し、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。）　●石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます）の発がん性その他の有害な特性
●核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害等を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬で法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）
●医療行為または医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為に起因する事故（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）（訪問看護業務事故については、この事由は適用しません。）
●薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する事故
●あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する事故
●サイバー攻撃に起因する損害（弁護士費用等担保特約を除きます。）（今年度より明文化しました。）

②対人・対物事故

●被保険者が所有・使用・管理する財物（被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任　●自動車・原動機付自転車・航空機、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物の所有・使用・管理
●被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った仕事の結果
●生産物、仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）または完成品等の損壊または使用不能

③訪問看護業務事故

●被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
●直接であるか間接であるかにかかわらず、法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務

④管理下財物事故

●保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
●保険契約者または被保険者が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐取（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
●自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊　●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
●ねずみ食い、虫食いその他類似の現象　●管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）

⑤人格権侵害事故

●保険期間の開始時より前に行われた不当行為　●最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
●事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為　●被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
●広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

⑥行方不明時使用阻害事故

●被保険者の故意または重大な過失による法令違反（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
●被保険者が所有、使用または管理する財物の使用阻害　●他人の財物の紛失、盗取または詐取　●特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
●データまたはコンピュータ・プログラムの損壊　●サービス利用者が行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した事故　●無賃乗車または無銭飲食

⑦経済的事故

●保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
●被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
●介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為　●被保険者の使用人による窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為
●名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい　●被保険者の支払不能または破産　●特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
●被保険者により居宅介護支援業務の結果の保証がなされたことによって加重された賠償責任　等
※各種費用のお支払いできない主な場合は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

対象となる事業者について

●介護保険法に規定するサービスを提供する事業者（福祉用具販売・レンタル、住宅改修または訪問看護のサービスのみを提供する事業者を除きます）
●障害者総合支援法に規定するサービスを提供する事業者
（対象施設例：介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、グループホーム等）

被保険者について

①	加入依頼書に記名された上記「対象となる事業者」記載の指定事業者（法人・団体）（記名被保険者）
②	事業者（①）の理事・取締役その他法人業務の執行機関（事業者（①）が法人以外の社団の場合はその構成員）
③	事業者（①）の職員（使用人）（事業者の指示に基づいて仕事を遂行する研修受講生（パートタイマー、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している方をいいます）も含みます。）
④	事業者（①）が住宅改修工事を行う場合は、その下請負人

※医師である者を含みません。

対象となる業務（介護業務）について

補償の対象となる介護業務は、次のとおりです。

a. 介護保険法に規定される業務
b. 障害者総合支援法に規定される業務
c. 高齢者の医療の確保に関する法律または労働者災害補償保険法のほか、健康保険法等の医療保険各法に規定される各種訪問看護業務
d. ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習
e. その他a.からd.までに準ずる業務またはサービス

居宅介護サービス事業	**●施設業務** 【介護保険法に規定される業務】 ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の入居者に対する生活介護等 ・通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護等 ・地域密着型通所介護等 【障害者総合支援法に規定される業務】 ・障害者支援施設等における生活介護・短期入所等
	●訪問介護その他の業務 【介護保険法に規定される業務】・訪問介護、訪問リハビリテーション・夜間対応型訪問介護等 【障害者総合支援法に規定される業務】・居宅介護、重度訪問介護、同行援護等 【その他の業務】・配食サービス、家事援助サービス、外出介助サービス等
	●訪問看護業務 介護保険法に規定される訪問看護業務等
居宅介護支援事業等	介護保険法に規定される居宅介護支援、介護予防支援等
福祉用具販売・レンタル	【介護保険法に規定される業務】・特定福祉用具販売、福祉用具貸与 【障害者総合支援法に規定される業務】・補装具販売・修理
住宅改修	手すりの取付けや段差の解消等

支払限度額・免責金額・年間保険料

（1）支払限度額・免責金額

リニューアル 免責金額5,000円から0円に変更となりました。

補償内容				補償限度額（支払限度額）	免責金額（1事故・1請求）
基本補償	①対人・対物賠償（訪問看護業務除く）		1事故・保険期間中	1億円	リニューアル なし
	②対人・対物賠償（訪問看護業務）		1事故・保険期間中	1事故:1億円	
				保険期間中:3億円	
	③管理下財物事故	貨紙幣以外	1事故	300万円（＊1）	
		貨紙幣	1事故	30万円	
	④人格権侵害事故		1請求・保険期間中	300万円	
	⑤行方不明時使用阻害事故		1事故・保険期間中	500万円	なし
	⑥経済的事故		1請求・保険期間中	100万円	
	初期対応費用担保特約条項		1事故・1請求	500万円	
		うち見舞費用	1名	10万円	
サービス利用者捜索費用担保特約条項			1名	20万円	
			1事故	100万円	
	うち謝礼金		1名・1法人	5,000円	
特定感染症対応費用担保特約条項			1事故	100万円	
NEW 弁護士費用等担保特約条項	対人・対物被害		被保険者1名につき	100万円	
			1事故・保険期間中	300万円	
	経済的被害		1事故	10万円	
			保険期間中	30万円	
NEW 被害者治療費用担保特約条項			1名	50万円（＊2）	
			1事故・保険期間中	1,000万円（＊2）	
NEW 訴訟対応費用担保特約条項			1事故・1請求	1,000万円	

（＊1）ただし、事故の生じた地および時における管理下財物の価額を超えないものとします。
（＊2）支払限度額は、基本補償（対人・対物賠償（訪問看護業務除く）または対人・対物賠償（訪問看護業務））の内枠となります。

（2）年間保険料

売上高1万円あたりの保険料
○居宅介護サービス事業…8.6円　○居宅介護支援事業等……8.6円　※福祉用具販売・レンタル、住宅改修を行う場合については別途ご相談願います。
＜保険料計算例＞
前年度売上高　1,500万円の事業者
○居宅介護サービス事業における売上　1,000万円：1,000×8.6＝8,600円
○居宅介護支援事業等における売上　500万円：　500×8.6＝4,300円
} 合計12,900円

●保険料はそれぞれ10円単位です。端数が生じた場合は1円単位を四捨五入し10円単位としてください。
原則として、最近の会計年度の売上高を保険料の算出基礎として業務内容などにより計算し個別にご案内する確定保険料で契約します。なお、ご申告いただいた売上高が最近の会計年度の実際の金額に不足していた場合はご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険金が削減されますのでご注意ください。
●訪問看護にかかる売上高は、居宅介護サービス事業に含めます。
●訪問看護、福祉用具販売・レンタルまたは住宅改修のみを対象としたお引受けはできません。
●ご加入の単位は①法人単位②施設単位のいずれかとなります。

6. 医療施設機械補償保険

（医療施設内機械設備包括契約特約等付機械保険）

医療施設機械補償保険の特長

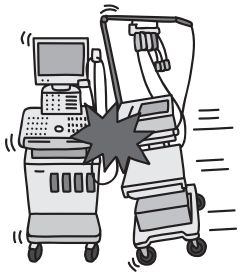

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 施設内の機械設備・装置を一括補償
  ほぼ全ての機械設備が補償の対象。手続きが簡単。
- 医療施設内の不測かつ突発的な事故による損害を補償
  （火災事故は補償されません。）
- 修理費等の損害に対する保険金支払い
  機械設備・装置の修理費のほか、事故によって支出を余儀なくされた各種費用に対して保険金をお支払いします。

医療施設機械補償保険の内容

保険金をお支払いする場合

医療施設内の稼動可能な状態にある機械設備・装置に次のような不測かつ突発的な事故（火災等を除く）により物的損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

- ●従業員や第三者の運転、取扱上のミス、過失による事故
- ●設計、製造または材質の欠陥による事故
- ●保守点検不良による事故
- ●ショート、アーク、スパーク、過電流等の電気的事故
- ●回転機械の飛散、破壊事故
- ●凍結事故
- ●他物の衝突、落下事故
- ●落雷事故
- ●爆発、破裂（火災による爆発・破裂を含む）

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- ●保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。
- ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ●台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます）
- ●台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます）、落石等の水災
- ●核燃料物質、放射能汚染等による損害
- ●火災による損害
- ●置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領による損害
- ●腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害
- ●自然の消耗または劣化（保険の対象の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます）が進行した結果、その部分に生じた損害
- ●保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害
- ●テロによって生じた損害
- ●サイバー攻撃に起因する損害（今年度より明文化しました。）

事故想定例　MRIに入っていた患者が動いたことにより患者の頭を入れるヘッドコイルが損傷し、修理が必要になった。

保険の対象

保険の対象となる主な機械設備・装置

治療用機器	●手術台 ●麻酔器 ●レーザーメス ●人工呼吸器 ●消毒器 ●歯科用ユニット　等
生体現象測定記録・監視用機器	●ベッドサイドモニタ ●集中監視装置 ●分娩監視装置 ●心電計・血圧計　等
空調・電気・給排水・衛生・消火設備	●温風暖房機 ●パッケージ型エアコン ●変圧器 ●ユニットクーラ ●非常用発電設備 ●給水・給湯設備 ●排水設備 ●消火設備　等
診断用機器	●X線診断装置 ●X線CT装置 ●MRI ●電子内視鏡 ●ファイバースコープ　等
厨房機械設備	●炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備 ●食器洗浄消毒設備 ●冷蔵庫・冷凍庫 ●湯沸かし器　等
情報処理装置・事務用機器	●パソコン ●コピー機 ●モデム・ルーター　等

ボイラ、ディーゼル発電機、ガスエンジン発電機については、加入依頼書にこれらを含める旨を記載し、その分の保険金額を加算していただくことにより保険の対象に含めることができます。詳細につきましては、別冊「補償の概要等」をご確認ください。

保険の対象とならない主な機械設備・装置

- ●医療機器の体内挿入部位　●歯科用診療台ユニットのホース　●X線管　●器具類（鉗子・メス・聴診器・注射器等）
- ●可搬式、移動式の情報処理装置・事務用機器　●マイクロモータ、エアモータ、エアタービン等の切削装置
- ●バキューム装置付属のモータ　●基礎（アンカーボルトを含みます。）
- ●炉壁（ボイラを保険の対象とする場合、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。）
- ●消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ　●コンクリート製・陶磁器製＊・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具
  ＊碍子・碍管は保険の対象に含まれます。
- ●ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類　●切削工具、研摩工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類
- ●潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材
- ●フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠　●ガスタービン装置　●蒸気タービン装置

ただし、以下については保険の対象に含まれます。

■エレベータのワイヤロープ　■立体駐車場装置のチェーン　■生体現象測定記録・監視用機器、診断用機器、検体検査用機器、治療用機器、歯科治療機器、情報処理装置、事務用機器、集中制御装置、通信機または電子計算機の管球類（X線管を除きます。）■光学機器のレンズ、プリズム・反射鏡・スクリーンガラス　■変圧器または開閉装置内の絶縁油　■水銀整流器内の水銀

※予備用の部品は加入依頼書に記載されていないときは、保険の対象から除いてお引受けいたしますが、お申込みがあれば保険の対象とすることができます。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

●損害保険金（＊1）

損害保険金 ＝ （修理費 ＋ 損害防止費用 ＋ 保険対象外物件の復旧費用） － 残存物価額 － 免責金額 50,000円

（＊1）損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします）の80％に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

修　理　費：新部品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等　ただし、以下は修理費に含まれません。
(1) 国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用
(2) 仮修理費（本修理の一部をなす部分は除きます）
(3) 損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用
(4) 模様替えまたは改良による増加費用
(5) 損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらに類似の状態を取り除く費用
損害防止費用：損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用
保険対象外物件の復旧費用：保険の対象の機械設備・装置の修理のために、取りこわした保険の対象以外のものなどの修復費用。ただし、1回の事故につき、300万円を限度といたします。
残存物価額：修理に伴って残存物がある場合のその価額

●残存物取片づけ費用保険金

損害保険金が支払われる場合において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用を損害保険金の10％の範囲内でお支払いします。

●安定化処置費用保険金

保険金を支払うべき事故により罹災し、保険の対象である機械設備・装置のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、引受保険会社が指定した会社にて安定化処置が実施された場合に、その安定化処置費用を1回の事故につき5000万円を限度にお支払いします。

保険金額（ご契約金額）の設定

本保険の対象となる機械設備・装置と同種同能力の新しい機械を取得するために要する価額（新調達価額）で設定していただきます。保険金額が新調達価額に不足する場合は、その不足する割合によってお支払いする保険金が削減されますので、保険金額が新調達価額に不足しないようにご加入ください。

新調達価額 ＝ 機械本体の価額 ＋ 機械を稼働可能な状態に設置するための費用（組立・据付費、運賃、試運転・調整費および関税 等）

保険金額（ご契約金額）の目安（ご参考）

＜病院・診療所一入院設備あり＞

病床数　（床）	9以下	20以下	40以下	80以下	160以下	300以下	600以下	1000以下
保険金額	1億2,100万円	2億3,000万円	3億6,800万円	8億2,500万円	16億4,500万円	29億4,800万円	54億6,900万円	85億2,100万円

＜病院・診療所一入院設備なし＞

延床面積　（m^2）	100以下	200以下	300以下	400以下	500以下	600以下	700以下	800以下	900以下	1000以下
保険金額	6,000万円	8,000万円	9,800万円	1億1,600万円	1億3,200万円	1億4,900万円	1億6,600万円	1億8,200万円	1億9,700万円	2億1,400万円

●上表中の保険金額（新調達価額）には、ボイラ、ディーゼル発電機、ガスエンジン発電機の価額は含まれておりません。これらを本プランの対象とされる場合は、その価額を加算する必要がございます。
●リース物件を保険の対象から除く場合は、上記金額からそのリース物件の新調達価額を差し引いた額が保険金額の目安となります。
●リース物件を保険の対象に含める場合には、リース業者を被保険者に追加していただく必要がございます（この場合、加入依頼書にリース業者を追加する旨を記載願います）。

年間保険料

＜年間保険料＞　保険金額（新調達価額）　1 千円当たり　**2.35 円**

（計算例）
・病床数150床の総合病院　・ご契約金額（保険金額）15 億円　損害率による割増引なし。
年間保険料　15億円（保険金額）× 2.35／1,000円＝　3,525,000円
保険料は10 円単位です。端数が生じた場合は1 円位を四捨五入し10 円単位としてください。

保険料割増引　**・更新契約においては、過去の損害発生状況により割増引を適用する場合があります。**

リニューアル

7.サイバーリスク保険(情報漏えいのみ担保)

サイバーリスク保険(情報漏えいのみ担保)の特長

- 団体向けの保険料水準でご案内
- 情報の漏えいまたはそのおそれに起因する賠償リスクを補償
- 個人情報漏えい保険で任意付帯となっていたメール送受信等賠償責任(旧e-リスク)、クレジットカード番号漏えい危険、法人情報漏えいを基本補償に
- 謝罪広告掲載費やお詫び状作成費用など各種費用も補償

サイバーリスク保険の内容

保険金をお支払いする場合

賠償責任担保部分 (情報通信技術特別約款/情報漏えいのみ担保特約条項)

【基本契約】

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者に対し保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

情報の漏えいとは、電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される情報の漏えいをいいます。

情報とは、「ア．個人情報」「イ．法人情報」「ウ．アまたはイ以外の公表されていない情報(記名被保険者に関する情報を除きます。)」をいい、漏えいとはア～ウが被害者または被害法人以外の第三者に知られたことをいいます。

【メール送受信等賠償責任担保特約条項(旧e-リスク)】

被保険者が日本国内において行うホームページの運営・管理業務または電子メールの送受信業務に伴い、「コンピュータ・ウィルスの感染」「他者による不正アクセス」または「被保険者が電子メールで発信した電子情報のかし」により、発生した事故(他人の事業の休止もしくは阻害、プログラムもしくはデータの滅失もしくは破損または人格権侵害等(＊1))について被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。ただし、被保険者に対して保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限ります(なお、当特約の支払限度額および免責金額は、ご加入タイプの賠償責任担保部分と同じ(共有)となります)。

(＊1)ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因するものは除きます。これらは所定の条件に合致する場合に基本契約(賠償責任担保部分)にて補償されます。詳細は別冊「補償の概要等」をご参照ください。

費用損害担保部分 (サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項)

事故対応期間(＊2)内に生じたセキュリティ事故の原因・被害範囲調査費用や風評被害事故(＊3)の拡大を防止するための費用等、各種費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(＊3)を保険期間中に発見した場合に限ります(＊4)。

セキュリティ事故とは情報の漏えいまたはそのおそれ、およびそれらを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃(＊5)をいいます。

事故想定例　PC内の検査所見を印刷するためデータをUSBに落とし、プリンター設置室でUSBを使用。それ以降の所在が分からず精神科の受診患者283名の氏名・生年月日・受診歴・検査所見が漏えいした。

(＊2)被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。

(＊3)セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。

(＊4)被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(＊3)を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を引受保険会社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

(＊5)サイバー攻撃の定義については、別冊「補償の概要等」をご確認ください。

お支払いする保険金の種類・お支払い方法

賠償責任担保部分 (情報通信技術特別約款/情報漏えいのみ担保特約条項)

(1) 保険金の種類

○法律上の損害賠償金　○争訟費用　○協力費用　詳細につきましては、別冊「補償の概要等」をご確認ください。

(2) 保険金のお支払い方法

法律上の損害賠償金は、合計額から免責金額を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。また、争訟費用・協力費用は合計額に対して保険金をお支払いします。

費用損害担保部分 (サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項)

(1) 保険金の種類

○原因・被害範囲調査費用○相談費用○その他事故対応費用　詳細は別冊「補償の概要等」をご確認ください。

(2) 保険金のお支払い方法

各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※すべての費用損害担保部分の保険金を合算して、「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由等によって生じた損害に対しては保険金のお支払いはできません。

●保険契約者または被保険者の故意 ●地震、噴火、津波、洪水、高潮
●被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
●保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)は、その事由
●被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
●被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
●他人の身体の障害
●他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
●被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
●所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 急激かつ不測の事故によるコンピュータシステムの損壊または機能停止
●特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。
ア.コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェア　またはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害
イ.記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害
●記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
●被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置(被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。)のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。)
●被保険者相互間における損害賠償請求 ●被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版
●IT業務 ●保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合
●被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求 ●ソフトウェア開発またはプログラム作成　等

被保険者について

● 記名被保険者(法人、個人立の病院・診療所)
● 記名被保険者の役員または使用人(ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。)

ご加入にあたって

●保険料は病床数や施設数、年間売上高(把握可能な最近の会計年度等)で計算し個別にご案内いたします。なお、ご申告いただいた数値が実際の数値に不足していた場合には、ご申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。
●ご加入の単位は、法人単位です。

支払限度額

担保項目 / タイプ	賠償責任担保部分		費用損害担保部分 (*7) (*8)	
	支払限度額(1請求・保険期間中)(*6)	免責金額(1請求)	費用全体の支払限度額(1事故・保険期間中)	免責金額(1事故)
A	1億円	10万円	3千万円	なし
B	5千万円	10万円	2千万円	なし
C	3千万円	10万円	1千万円	なし
F(フリープラン)	〈10億円限度で設定〉	〈0～1千万円の範囲内で設定〉	〈賠償責任担保部分の同額以下で、かつ5億円限度で設定〉	なし

(*6)賠償責任担保部分でお支払いする保険金のうち、法律上の損害賠償金については、ご加入時に設定した支払限度額が限度となります。また、賠償責任担保部分でお支払いするすべての保険金を合算して、ご加入時に設定した支払限度額(保険期間中)が限度となります。この保険契約においてお支払いする保険金の額は、賠償責任担保部分・費用損害担保部分およびその他の特約条項でお支払いするすべての保険金を合算して、上記の支払限度額(険期間中)が限度となります。
(*7)個人情報漏えい見舞費用は、被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1社につき5万円が支払限度額となります。(ただし、上記の「費用全体の支払限度額」の内枠で適用されます。)
(*8)費用損害担保部分の支払限度額のうち原因・被害範囲調査費用、相談費用は、(A)1億円(縮小支払割合100%)か(B)3,000万円(縮小支払割合90%)(*9)または設定した支払限度額のいずれか低い金額を支払限度額とします。
(*9)(A):セキュリティ事故の発生またはそのおそれの事実が、公表等の措置により客観的に明らかになった場合
(B):セキュリティ事故のうち(A)以外または風評被害事故の場合

任意付帯(オプション)の特約条項〈別途割増保険料が必要です〉

求償権不行使特約条項	損害発生の原因が委託先事業者(下請業者、運送業者等)にある場合に、保険金をお支払いした後に発生する委託先事業者に対する引受保険会社の求償権を不行使とします(本特約条項の付帯には一定の条件がありますので、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください)。

8. 医療機関向け役員賠償責任保険

（D&Oマネジメントパッケージ（経営責任総合補償特約条項付帯 会社役員賠償責任保険））

医療機関向け役員賠償責任保険の特長

- **団体向けの保険料水準でご案内**
- **医療機関・役員に負担が生じる損害※・費用を包括的に補償**
  ※医療機関の損害については補償契約に関する補償により医療機関が役員の負担する損害に対して補償した場合に限ります。
- **医療機関のすべての役員（会計監査人は除く）が対象**
  法人の役員全員（理事、監事）評議員（財団法人等の場合）が補償対象となります。
- **雇用関係のトラブルや身体障害・精神的苦痛に関する損害賠償も対象**
  「個人被保険者本人がハラスメント行為を行ったこと」に対する損害賠償請求を除きます。
- **「社会福祉法人、一般社団（財団）法人、独立行政法人」など医療法人以外の法人も対象**

医療機関向け役員賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする主な場合

医療機関の役員等の個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に医療機関または職員を含む第三者、議決権を有する社員（＊1）から損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が被る損害等に対して、保険金をお支払いします。

（＊1）議決権を有する社員からの賠償請求は社団法人の場合に限ります。

事故想定例

職員の不正
職員が不正に資金を流用し、法人に損失が発生した。役員としての監視・監督を怠ったとして、法人の債権者から損害賠償請求が提起された。

パワハラ・セクハラ
院内でセクシャルハラスメントを受けた女性職員から法人が再発防止策を講じないために精神的苦痛を受けたとして慰謝料につき、役員が損害賠償を請求された。

長時間労働
医療過誤が発生したのは、長時間労働を理事らは容易に認識できたにも関わらず問題を放置したのが原因であり、任務懈怠責任を負うとして、遺族から理事個人に対して損害賠償を請求された。

お支払いする保険金の種類

役員に関する補償	●法律上の損害賠償金・争訟費用　●その他の「役員費用」
補償契約に関する補償	●医療機関が役員の負担する損害に対して補償した場合の補償責任
法人に関する補償	●不祥事発生後の各種「法人費用」
その他の補償（役員・法人共通）	●緊急費用

補償分類ごとの補償項目等の詳細につきましては、別冊「補償の概要等」をご確認ください。

＜保険期間延長（ランオフカバー）の特則＞

この保険契約が更新されず、かつ、その全部または一部について同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約が締結されない場合は、保険期間末日から**90日間の延長期間**が適用されます。退任役員（初年度契約始期以降この保険契約の保険期間の末日以前に退任した役員であって、その後いかなる記名法人においても役員としての地位に就いていないもの）については、保険期間末日から**10年間の延長期間**が適用されます（＊2）。
ただし、いずれも保険期間の末日までに行われた行為に起因する損害に限ります。

（＊2）法人の第三者との合併、法人の第三者への全資産の譲渡または第三者による法人の議決権の過半数の取得によって役員としての地位を退任した場合等には適用されません。

保険金のお支払い方法

被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとに、以下により算出された金額をお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額を合算して、ご加入タイプの保険期間中総支払限度額が限度となります（＊3）。
支払限度額は、1記名被保険者ごとに個別に適用します。
また、補償項目ごとに設定される保険期間中支払限度額は、ご加入タイプの保険期間中総支払限度額の内枠となります。
（＊3）法人外役員または役員の相続人に対して、お支払いする保険金についてのみ、追加支払限度額の設定があります。詳細は別冊「補償の概要等」をご確認ください。

保険金の額 ＝（被保険者が被った損害の合計額 － 補償項目ごとに定められた免責金額）× 100%（縮小支払割合）

【個人被保険者に対してお支払いする保険金の額】

個人被保険者に対してお支払いする保険金の額は、補償項目ごとかつ個人被保険者ごとに、上記算式により算出された金額をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。
①次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます
●被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由（*4）
●被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます）に起因する対象事由（*4）
●この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由（*4）
②次の事由は、すべての被保険者に適用されます
●加入者票記載の遡及日（*5）より前に行われた行為に起因する一連の対象事由（*4）
●初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の対象事由
●この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由（*4）
●戦争、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変に起因する対象事由（*4）
●汚染物質の流出、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する対象事由（*4）
●身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求(*6)(*7)(*8)　等
(*4)「対象事由」とは、別冊「補償の概要等」の「保険金をお支払いする場合」欄で各補償項目に付されている下線部をいいます。詳細は別冊「補償の概要等」をご参照ください。
(*5) 原則として初年度契約始期日の10年前応当日。
(*6) 個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害（個人被保険者本人の直接の行為により発生した損害を除きます。）については補償対象です。
(*7) 個人被保険者に対して雇用関連損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金・争訟費用に限ります。）については補償対象です。ただし、侵害行為のうちセクハラ、パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。
(*8) 法人内調査費用または第三者委員会設置・活動費用による損害は補償対象です。

被保険者の範囲

次の方が対象です。
① 個人被保険者(*9)(*10)（1）法人の役員（理事、監査）（2）評議員（財団法人等の場合）（3）管理職従業員（*11）（4）法人外派遣役員(*12)
上記の地位に基づいて遂行する法人の職務または業務に関する限りにおいて、個人被保険者とします。
② 記名法人（加入者票の記名法人欄に記載された法人）
(*9) 個人被保険者が死亡した場合はその者とその相続人または相続財産法人を、役員が破産した場合はその者とその破産管財人を同一の個人被保険者とみなします。
(*10) 個人被保険者には、加入者票記載の遡及日以降に上記①（1）～（4）の地位を退任または退職した者およびこの保険契約の保険期間中に上記①（1）～（4）の地位に新たに就任した者を含みます。
(*11) 法人の理事会決議により医療法上の「重要な役割を担う職員」として選任された上記①（2）以外の者をいいます。なお、医療法以外の法令においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。
(*12) 法人の要請または指示に基づき、記名法人以外の法人（以下「社外法人」）において役員の地位にある個人をいいます。（米国上場企業、金融業を営む社外法人へ派遣される者を除きます。）。なお、このパンフレットにおける「役員に関する補償」および「補償契約に関する補償」に規定する損害についてのみ、個人被保険者とします。

支払限度額・年間保険料

（1）支払限度額

<table>
<tr><th colspan="3">補償項目（お支払いする保険金）</th><th>保険期間中　支払限度額(*13)</th><th>免責金額</th></tr>
<tr><td rowspan="6">役員に関する補償</td><td colspan="2">法律上の損害賠償金</td><td rowspan="2">ご加入タイプの保険期間中総支払限度額
(5,000万円、1億円、3億円のいずれか)(*14)</td><td rowspan="15">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">争訟費用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">役員費用</td><td>損害賠償請求対応費用</td><td rowspan="4">次のいずれか低い額
ア．ご加入タイプの保険期間中総支払限度額
(5,000万円、1億円、3億円のいずれか)
イ．1億円</td></tr>
<tr><td>公的調査等対応費用</td></tr>
<tr><td>刑事手続対応費用</td></tr>
<tr><td>財産または地位の保全手続等対応費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">信頼回復広告費用</td><td>500万円</td></tr>
<tr><td>補償契約に関する補償(*15)</td><td colspan="2">補償契約に関する補償</td><td>「役員に関する補償」と同額（共有）</td></tr>
<tr><td rowspan="9">法人に関する補償</td><td rowspan="9">法人費用</td><td>法人内調査費用</td><td>1,000万円</td></tr>
<tr><td>第三者委員会設置・活動費用</td><td>5,000万円</td></tr>
<tr><td>提訴請求対応費用</td><td rowspan="7">ご加入タイプの保険期間中総支払限度額
(5,000万円、1億円、3億円のいずれか)</td></tr>
<tr><td>危機管理コンサルティング費用</td></tr>
<tr><td>危機管理対策実施費用</td></tr>
<tr><td>訴訟告知受理に関する公告・通知費用</td></tr>
<tr><td>法人補助参加調査費用</td></tr>
<tr><td>法人補助参加費用</td></tr>
<tr><td>文書提出命令対応費用</td></tr>
<tr><td>役員に対する責任免除に関する公告・通知費用</td></tr>
<tr><td>その他の補償</td><td colspan="2">緊急費用</td><td>500万円</td></tr>
</table>

(*13) 上表の「保険期間中支払限度額」は、ご加入タイプの保険期間中総支払限度額の内枠となります。
(*14) 身体障害・財物損壊等争訟費用に起因する損害については、ご加入タイプの保険期間中総支払限度額の10%を限度に補償します。
(*15) 役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、役員に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

（2）年間保険料

●保険料は直近の会計年度等の総資産額で計算いたしますので、加入依頼書にご申告ください。●ご加入の単位は、法人単位です。

<table>
<tr><th rowspan="2">タイプ</th><th rowspan="2">保険期間中
総支払限度額</th><th colspan="8">総資産区分</th></tr>
<tr><th>3億円以下</th><th>10億円以下</th><th>20億円以下</th><th>50億円以下</th><th>100億円以下</th><th>150億円以下</th><th>200億円以下</th><th>200億円超</th></tr>
<tr><td>A</td><td>5,000万円</td><td>48,860円</td><td>49,490円</td><td>51,360円</td><td>55,530円</td><td>63,860円</td><td>71,570円</td><td>76,550円</td><td rowspan="3">個別に
お問い合わせ
ください。
(*16)</td></tr>
<tr><td>B</td><td>1億円</td><td>69,040円</td><td>69,930円</td><td>72,570円</td><td>78,460円</td><td>90,250円</td><td>101,120円</td><td>108,160円</td></tr>
<tr><td>C</td><td>3億円</td><td>129,580円</td><td>131,240円</td><td>136,220円</td><td>147,270円</td><td>169,380円</td><td>189,810円</td><td>203,020円</td></tr>
</table>

(*16) 総資産額200億円超の場合につきましては、取扱代理店もしくは営業課支社にお問い合わせください。

9. 医療事故調査費用保険

（医療事故調査費用担保特約付費用・利益保険）

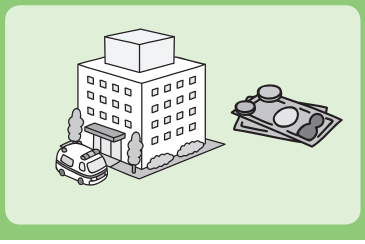

医療事故調査費用保険の特長

- **団体向けの保険料水準でご案内**
- **医療事故調査制度（*1）において病院が負担する費用（実費）を補償**
  遺体の搬送・保管費用や、調査委員会に参加した外部委員の謝金等が補償されます。
- **保険を利用しても翌年度以降の保険料に影響なし**
  保険をご利用いただいても翌年度以降の保険料に影響がございません（病床数や料率の変更が生じた場合は保険料に増減が生じることがございます）。

（*1）医療事故調査制度とは
医療機関（病院・診療所等）において「予期せぬ死亡事故」が発生した場合、事故の原因究明・再発防止を目的とした院内調査を行うこと、ならびに民間の第三者機関（医療事故調査・支援センター）への報告を行い、情報収集・分析することで、医療界全体での医療の安全を確保する仕組みです。

医療事故調査費用保険の内容

保険金をお支払いする場合

医療法に規定される医療事故調査費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

事故想定例　中心静脈カテーテル挿入事故により予期せぬ死亡事案が発生した。医療事故調査制度の適用により、調査委員会の運営費用や報告書作成の謝金、支援団体への委託費用等が発生した。

お支払いの対象となる医療事故調査費用

医療事故調査を行うために必要な次の費用をいいます。

- 死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用
- 死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用
- 院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費　等

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）が法令に違反することを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）
- 医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害　等

被保険者について

この保険の被保険者は記名被保険者（病院・診療所（*2）の開設者）および医療事故が発生した医療施設の管理者となります。
（*2）介護医療院は、対象外となります。

支払限度額・年間保険料

【病院】

1病床あたりの保険料		Aタイプ 支払限度額（1事故（*3）・保険期間中）：500万円	Bタイプ 支払限度額（1事故（*3）・保険期間中）：1,000万円
一般病床	1－99床	1,000円	1,100円
	100－199床	1,200円	1,400円
	200－299床	1,600円	1,800円
	300－399床	1,700円	1,900円
	400－499床	1,700円	1,900円
	500床以上	1,800円	2,000円
療養病床		800円	900円
その他病床（精神・結核・感染）		250円	300円

【診療所】

1施設あたりの保険料	Aタイプ 支払限度額（1事故（*3）・保険期間中）：500万円	Bタイプ 支払限度額（1事故（*3）・保険期間中）：1,000万円
無床診療所	4,000円	4,500円
有床診療所	12,000円	14,000円

【保険料例（合計130床の病院の場合）】

支払限度額500万円の場合

一般病床90床	90床 × 1,000円	＝ 90,000円
療養病床30床	30床 × 800円	＝ 24,000円
その他病床10床	10床 × 250円	＝ 2,500円
		合計：116,500円

（*3）同一の原因または事由に起因して発生したと推定される一連の医療事故であって、医療事故調査・支援センターに一つの事案として報告されるものは、発生の時もしくは場所または死亡もしくは死産した人数にかかわらず、「1事故」とみなします。

●日本医師会①会員が管理者を務めるすべての診療所と199床以下の病院は、日本医師会の制度（支払限度額：500万円）で自動的に補償されています。補償額の上乗せとして追加でご加入を希望される場合やご不明点等ございましたら、取扱代理店または引受保険会社までご連絡をお願いいたします。

10. 現金・小切手運送保険

（マネーフレンド運送保険特別約款付運送保険）

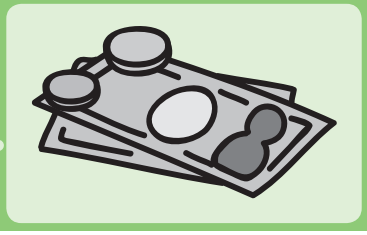

現金・小切手運送保険の特長

◆当該商品は中途加入はできません。

- **お申し込みの手続きが簡単** 輸送の都度、保険を手配する必要がありません。輸送・保管額が変動しても、支払限度額ま で補償します。
- **事故により保険金をお支払いした後も支払限度額の削減なし**
- **財産上の直接損害に加え、費用の損害についても保険金のお支払いが可能**

現金・小切手運送保険の内容

保険金をお支払いする場合

日本国内において「輸送中」・「保管中」の保険の対象について、保険期間中に生じた盗難、強盗、ひったくり、輸送用具の事故や施設の火災、爆発、風水災、その他偶然な事故（後記の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載する損害等を除きます）が発生したことによって生じた損害に対して保険金をお支払いします。
なお、本保険において対象となる「輸送方法」・「保管中」の定義は以下の通りです。これ以外の場合に生じた損害に対しては保険金はお支払いできませんのでご注意ください。

「輸送方法」とは	携行、書留郵便、貴重品であることを告げて輸送を委託する鉄道便・航空便・自動車便をいいます。
「保管中」とは	「輸送中」に連続して、加入依頼書記載の事業所の保管建物または保管構内にある間をいいます。

本保険においては、上記の財産上の直接損害の他に以下の費用の損害についても保険金をお支払いします。
- ●拾得者が現れた場合には、遺失物法に規定する適正な拾得者への報労金
- ●小切手等の事故に関しては、公示催告・除権決定の手続きに要した費用
- ●再作成された場合には、再作成の費用　●合理的に支出された損害防止費用や救助料　等

事故想定例　患者から領収した現金を保管している金庫が盗難被害にあった。

保険の対象について

この保険で対象となる現金・小切手類は次のとおりです。**ただし、次にあてはまるもので家計用のものは除きます。**
現金（他人から預かった現金、および外国通貨を含みます）・小切手（作成前の小切手を除きます）・郵便切手・収入印紙・商品券・図書カード（図書券を含みます）・乗車券・入場券・クレジットカード売上伝票・金券およびクーポン券。

お支払いする保険金の種類

運送保険普通保険約款およびマネーフレンド運送保険特別約款でお支払いする保険金	
お支払いする保険金の種類	お支払いする保険金の概要
①損害保険金（貨物の損害に対する保険金）	被保険者が被る財産上の直接損害に対して支払う保険金。
②損害防止費用	ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用。
③請求権の保全・行使手続費用	請求権の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用。
④救助料	ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬。
⑤継搬費用	貨物または輸送用具にこの保険でお支払いの対象となる事故が発生した場合に、貨物を加入者票記載の仕向地へ輸送するために要した費用（ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます。）。
⑥共同海損分担額	運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき分担額。
⑦公示催告・除権決定等の手続きに要した費用	公示催告および除権決定の手続きに要した費用（異議申立提供金を含みます。）。
⑧遺失物法に基づく報労金	遺失物法に基づき、引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票に記載される支払限度額の20％が限度となります。
⑨再発行費用	小切手類の再発行に要した費用。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。
- ●「携行中」の置き忘れまたは紛失による損害（ただし、同損害の結果生じる遺失物法に基づく報労金はお支払いの対象となります）
- ●「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足による損害
- ●携行、書留郵便または貴重品であることを告げて輸送を委託する自動車便・鉄道便・航空便以外の輸送用具・方法で輸送された時に発生した損害
- ●地震・噴火・津波、またはそれらに関連する火災等による損害　等

支払限度額・年間保険料

施設毎の保険料は下表の通りです。

ご加入タイプ	支払限度額	保険料（1施設につき）
100型	**1事故100万円**（拾得者に対する報労金は20万円）	**20,000円**
300型	**1事故300万円**（拾得者に対する報労金は60万円）	**30,000円**

ご注意頂きたいこと

ご加入に際しては、1施設毎に加入依頼書をご提出ください。複数施設を1枚の加入依頼書で申込むことはできません。また、ご加入タイプは複数施設で全て同じタイプとしてください。ご加入後に通知事項に内容の変更が生じた場合は、速やかに保険契約者である団体を通じて取扱代理店もしくは引受保険会社までご通知をお願い致します。ご通知がない場合、変更後に生じた損害に対しては保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

11.医療廃棄物排出事業者責任保険

（環境汚染賠償責任保険）

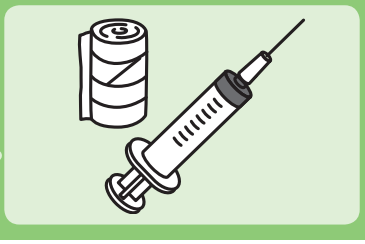

医療廃棄物排出事業者責任保険の内容

医療廃棄物排出事業者責任保険の特長

● 団体向けの保険料水準でご案内

保険金をお支払いする場合

医療機関等が適正な廃棄物処理手続きを行ったにもかかわらず、委託した産業廃棄物処理業者（所定の収集運搬業者や廃棄物処理業者）が産業廃棄物を不法投棄し、その結果生じた環境汚染により、被保険者（＊1）である医療機関等が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます）」等の法令に基づき汚染浄化費用の支出等を命じられた場合や、投棄廃棄物周辺の住民等の他人に身体の障害・財物損壊等を生じさせたことに対して損害賠償請求がなされたことによって法律上の賠償責任を負担すること（＊2）により被った損害に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合（＊3）に限ります。

（＊1）当保険の補償を受けることが出来る方をいいます。記名被保険者である医療機関の他、その役員・使用人も被保険者に含まれます。

（＊2）汚染浄化費用支出等の命令については、その命令に基づき汚染浄化費用を負担することをもって、法律上の賠償責任を負担するものとみなします。

（＊3）汚染浄化費用支出等の命令については、廃棄物処理法等に基づく命令またはこれに準ずるものの受理をもって、損害賠償請求がなされたとみなします。

お支払いする保険金の種類・お支払方法

（1）保険金の種類

①「廃棄物処理法」・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」に基づき、被保険者が汚染浄化費用（＊4）の負担または不法投棄された産業廃棄物の撤去・処理を命じられた場合に、その命令により負担した汚染浄化費用であって、引受保険会社が書面により同意した費用

（＊4）環境汚染が発生した場合において、流出・いっ出・漏出し、または排出された汚染物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理、中和処理等に要する費用、または、不法投棄された産業廃棄物の撤去または処理にかかる費用をいいます。

②法律上被害者に支払うべき次のような損害賠償金（＊5）

a. 他人の身体の障害を発生させた場合……治療費・休業損失（死亡の場合は得べかりし利益の喪失）・慰謝料など

b. 他人の財物を損壊等させた場合／財物の滅失・破損・汚損の場合……原状に回復するのに要する修理費（修理不能のときは一般的には損失時の時価）など

財物の使用不能の場合……使用不能による損失

他人の漁業権・入漁権を侵害した場合…漁獲高または入漁料の減少による損失

（＊5）賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。

③環境汚染またはその原因となる事故が発生した場合において、身体障害を被った被害者に対する応急手当、護送に要した費用および支出につきあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用

④他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

⑤訴訟、仲裁、和解、調停についての支出で、あらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用

⑥引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用

（2）保険金のお支払方法

保険金のお支払いにあたっては損害額に対して、1請求につき、縮小支払割合90％が適用されます。1請求につき、右記の算式により計算された金額を保険金としてお支払いします。ただし、保険金お支払額はご加入の支払限度額を限度とします。

保険金お支払額＝（上記①～⑥の合計額）×90％

●更新契約の場合において、被保険者の環境保全責任者が、産業廃棄物の不法投棄をこの保険契約の開始時より前に知ったまたは予見できたと認められる場合は、お支払いする保険金の額は、「この保険契約の保険金支払条件により算出される額」と「知った・予見できた時に有効であった保険契約の保険金支払条件により算出される額」のいずれか低い金額となります。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●被保険者が自ら不法投棄を行った場合

●被保険者が廃棄物処理を委託する際、不法投棄がなされることや法令に定める基準に従った廃棄物処理を行わない産業廃棄物処理業者であることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）委託をした場合

●被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物処理業者としての許可を受けていない業者であることを知りながら（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）委託をした場合

●被保険者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付していない場合

●サイバー攻撃に起因する損害（今年度より明文化しました。）

等

支払限度額・年間参考保険料

（1）支払限度額

支払限度額	対人・対物共通（合算） （1請求あたり・保険期間中）免責金額なし	3,000万円	5,000万円	1億円

（保険金のお支払いにあたっては、損害額に対して1請求につき、縮小支払割合90％が適用されます。）

（2）1病床・1施設あたり年間参考保険料（正式な保険料は必ずお見積を確認してください）

支払限度額	対人・対物共通（合算） （1請求あたり・保険期間中）免責金額なし	3,000万円	5,000万円	1億円
保険料（病院）	精神病床以外　1病床あたり	1,030円	1,110円	1,220円
	精神病床　1病床あたり	270円	290円	320円
保険料（診療所）	有　床（1施設あたり）	11,420円	12,280円	13,470円
	無　床（1施設あたり）	8,340円	8,960円	9,830円

保険料算出例：支払限度額1億円の契約に、一般病床100、療養病床28、精神病床6の病院が加入する場合の

年間保険料（100病床＋28病床）×1,220円＋6病床×320円＝158,080円

全国中小企業団体中央会

12. 長期休業補償制度（無記名・売上高方式）

団体割引20%適用

（総合生活保険（GLTD））
病気・ケガ・メンタルによる長期休業を医療機関がサポートする保険

長期休業補償の特長

1 長期休業時の収入の減少を補償

業務中・業務外を問わず病気やケガによる長期休業時の収入の減少を補償します。保険の対象となる方（被保険者）の給与の一定割合を定率で補償します。

2 精神障害・天災（オプション）も補償

近年増加しているメンタルヘルス不調による休業時の収入の減少も最長2年間補償します。メンタルヘルス対策としても活用可能です。また、いつどこで発生するかわからない天災（地震・噴火またはこれらによる津波）による病気やケガによる休業時の収入の減少もオプションで補償します。

3 団体割引20%適用

全国中央会の団体割引20%が適用されるため、割安な保険料でご加入いただけます。また、健康経営銘柄または健康経営優良法人の選定・認定を受けた企業はさらに割引5%（健康経営割引）が適用されます。

4 充実した付帯サービス（健康経営支援パッケージサービス）

職場復帰支援サービスやストレスチェックサービスなどのサービスで「健康経営*1」を後押しします。各種相談窓口の設置から「健康経営*1」の推進まで、企業経営に資するサービスを提供します。

*1「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。
※サービスの詳細は「パンフレット兼重要事項説明書」の「付帯サービス」をご参照ください。

5 役員・職員全員を対象（個別告知不要）

社会保険の対象となる役員・職員・パート・アルバイトを含めた全員を補償対象とします*2。代表者様による一括告知での加入手続きとなり、個別に職員の皆様からの告知は不要です。人数報告もいりません。

*2 加入時年齢満15歳以上満64歳以下（60歳プランの場合は、満59歳以下）の方に限ります。また、告知事項に該当する方の引受けはできません。

6 保険料は全額損金処理可能

全員加入の福利厚生制度のため、保険料は全額損金処理が可能です。

※詳細は最寄りの税務署もしくは税理士にご相談ください。

7 売上高と業種のみで保険料算出が可能

全員加入方式で無記名（名簿提出不要）のため、簡易に導入ができます。

このご案内は、全国中小企業団体中央会を契約者とする総合生活保険（GLTD）の概要をご紹介したものです。
ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

補償のポイント

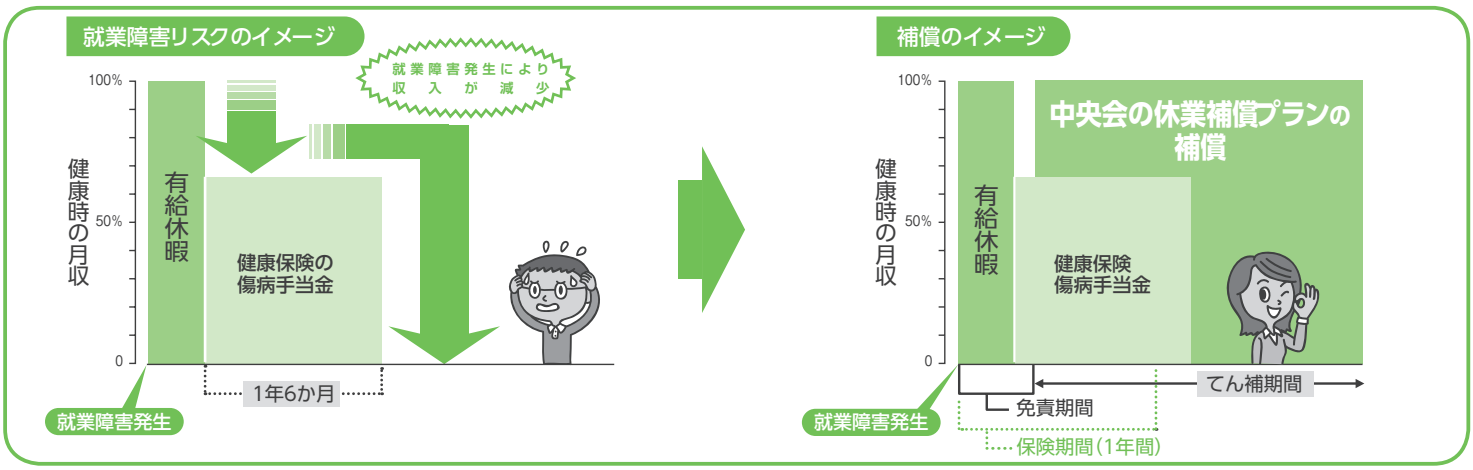

1 病気やケガによる長期休業時の収入の減少を補償します。

2 給与の一定割合（約定給付率）を補償します。

3 所定の精神障害（最長2年間）、天災危険（オプション）も補償します。

●病気やケガで就業に支障が生じ、免責期間を超えてもその状態が継続し、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない場合、てん補期間中の就業障害状態1か月につき、補償割合（約定給付率）に応じた保険金額をお支払いします。
●復帰後も就業障害が残り、病気・ケガの発生前と比べて20%を超える所得喪失があれば、所得喪失割合に応じて補償します。

全国中小企業団体中央会

13. 経営ダブルアシスト・業務災害補償制度

（業務災害総合保険）

最大 約56%割引(*1)

法人・医療機関向けの **賠償補償** ＋ 役員・職員向けの **定額補償**

ダブル補償で貴院を守ります

経営ダブルアシストの特長

1. 業務災害・通勤災害に伴う法人および理事長・役員個人の法律上の賠償責任を**最大1名あたり5億円/1災害あたり10億円**まで補償します!

2. 政府労災の**給付決定を待たずに**法人に保険金をお支払いします!(*2)(*3)(*4)
(*2)精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。
(*3)法定外補償規定による見舞金・弔慰金として被災者やそのご家族にお渡しいただけます。
(*4)ご加入時に「業務災害総合保険契約の締結等に関する確認書」をご提出いただきます。補償対象者代表の方の署名が必要です。

3. **精神疾患（メンタルヘルス疾患）・脳・心疾患などの疾病や自殺**を補償します!(*5)
熱中症や日射病、通勤途上のケガも補償します!(*6)
(*5)政府労災の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。
(*6)業務中のケガはもちろん、熱中症・日射病などの「業務に起因して生じた症状」を補償します。また、通常経路の通勤途上のケガも補償します。

4. **新型コロナウィルス感染症**を含む業務上疾病は政府労災の給付が認定された場合に補償します!

5. 職員の人数報告は不要で簡単。**パート・アルバイトの方も自動的に補償対象**になります!

6. 三大疾病・介護休業時に法人が負担する**社会保険料などの費用を補償**(★)し、補償・サービスの両面で「**健康経営**(*7)」「**仕事と三大疾病（がん・急性心筋梗塞または脳卒中）治療・家族介護の両立**」を支援します!(★)オプション
精神疾患（メンタルヘルス疾患）による休業時の補償も追加できるようになりました!(★)
ただし、付帯できないケースがあります。
(*7)「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

7. 針刺し事故等による感染症危険を補償(★)します。
(★)オプション
※針刺し事故や血液の粘膜への付着等によって、HCV、HIV に感染した場合等に一時金をお支払いします。

8. 充実した付帯サービス（健康経営アシストサービス）
職場復帰支援サービスやストレスチェックサービスなどのサービスで「健康経営(*7)」を後押しします。各種相談窓口の設置から「健康経営(*7)」の推進まで、法人経営に資するサービスを提供します。
※サービスの詳細は「パンフレット兼重要事項説明書」の「付帯サービス」をご参照ください。

9. ストレスチェックサービスを無料で職員の皆様向けにご利用いただけます!

10. パワハラ・セクハラ・マタハラ行為に対する管理責任や不当解雇等に伴う、法人、理事長・役員個人および管理職の**法律上の賠償責任を最大3,000万円まで補償**(★)します!(★)オプション
ただし、付帯できないケースがあります。

11. 保険料は**全額損金処理**(*8)(*9)の上、満期時の保険料精算は不要です!
(*8)個人事業主本人に対する保険料は除きます。
(*9)今後の法改正により変更となる場合があり、実際の税務処理につきましては税理士にご相談ください。

事故想定例
精神的なストレスが原因で職員が就業不能となってしまい、病院として「安全配慮義務違反」を問われ、賠償金を請求された。

このご案内は、業務災害総合保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては必ず別途専用パンフレット、および「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、代理店までお問い合わせください。

補償内容

法人をお守りする補償

基本補償

●使用者賠償責任補償
職員の方等が業務上の事由または通勤により被った身体障害について、法人、役員の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●法律相談費用補償
職員の方等が業務遂行に起因すると疑われる身体障害を被り、法人、役員の方等があらかじめ引受保険会社（東京海上日動）の同意を得て弁護士等に法律相談を行った場合の法律相談費用を補償します。

＋

主なオプション補償

●雇用関連賠償責任補償
パワハラ・セクハラ・マタハラ行為等に対する管理責任や不当解雇等により、法人、役員、管理職の方等が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

●メンタルヘルス等業務上疾病対策費用補償
補償対象者の精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等について、政府労災保険の給付申請が行われた場合に所定の保険金（定額）を法人にお支払いします。

●三大疾病・介護休業時事業継続費用補償
補償対象者が三大疾病（がん・急性心筋梗塞または脳卒中）による休業または介護休業を連続して30日を超えて取得した場合に、被保険者が負担した営業継続費用等（職員の職場復帰に資する費用等）を補償します。

●精神障害追加補償 オプション

役員・職員の皆さんをお守りする補償

基本補償

●死亡補償・後遺障害補償
補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害を被られた場合に補償されます。

●入院補償・通院補償・手術補償
補償対象者が業務に従事中または通勤中に身体障害を被り、身体障害を被った日からその日を含めて180日以内に入院または通院（往診を含みます。）された場合や、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術または先進医療に該当する所定の手術を受けられた場合に補償されます。

＋

主なオプション補償

●役員・事業主等フルタイム補償
役員・個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）の傷害リスクを24時間補償（ケガに関して業務中・業務外を問わず補償）します。
※個人事業主・政府労災特別加入者（役員（個人事業主）・海外派遣者を除く）を補償対象者とする場合、本特約のセットを必須とします。

●退職時一時金補償
職員の方が精神疾患（メンタルヘルス疾患）、脳疾患・心疾患等または1～7級に相当する後遺障害を被り、その直接の結果として退職したときに補償されます。

●地震・噴火・津波危険補償
補償対象者の業務中の地震・噴火これらによる津波等による身体障害を補償します。また、これらによって責社が負担する法律上の賠償責任も補償します。

●針刺し事故等による感染症危険補償(*)
医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中に、針刺し事故や血液の粘膜への付着等によってHCV、HIVに感染した場合等に補償します。

＊お客様の業種が医療業または社会福祉又は介護事業である場合に、本補償をセットできます。

現在の経済環境にマッチした制度内容!!

POINT

保険料例

一般契約保険料
一般契約口座振替12回分割払
月々 192,080 円（年間 2,304,960 円）

年間で 1,175,520円 も割安！

経営ダブルアシスト®保険料
団体契約口座振替12回分割払
月々 94,120 円（年間 1,129,440 円）

【上記保険料の契約条件】
●以下の条件で試算した保険料になります。
業種：医療業　売上高：20億円（役員24時間補償）
<職　員>死亡・後遺障害 1,000 万円、入院日額 5,000 円、通院日額 3,000 円、災害付帯費用補償特約あり、
針刺し事故等による感染症危険補償特約 300 万円、使用者賠償責任補償（1名・1災害につき1億円）、法律相談費用補償特約あり
<役　員>死亡・後遺障害 1,000 万円、入院日額 5,000 円、通院日額 3,000 円、災害付帯費用補償特約あり、針刺し事故等による感染症危険補償特約 300 万円
●分割保険料のほかに制度維持費 500 円が毎月加算されます。
●上記事例は参考例です。実際の保険料は個別ごとに異なりますので、詳しくは代理店または引受保険会社におたずねください。

（＊1）団体割引30％・過去の損害率による割引30％・包括契約割引10％
上記割引は、2021年10月1日始期契約から2022年9月1日始期契約にご加入される場合に適用されます。割引率は、毎年の加入数、損害率等により見直されます。

全国中小企業団体中央会 休業補償プラン

14. 職員総合補償制度

（団体総合生活保険）

職員向け補償プラン

団体割引20%適用

今、取り組むべき病院経営の課題 ☑ **大企業並みの福利厚生制度の構築**

● 人材の定着・採用の観点から、福利厚生制度の充実が求められています。

就職活動生と親の関心事 ●就職活動生…将来、どのような企業に就職したいか。●就職活動生の親…どのような企業に就職させたいか。

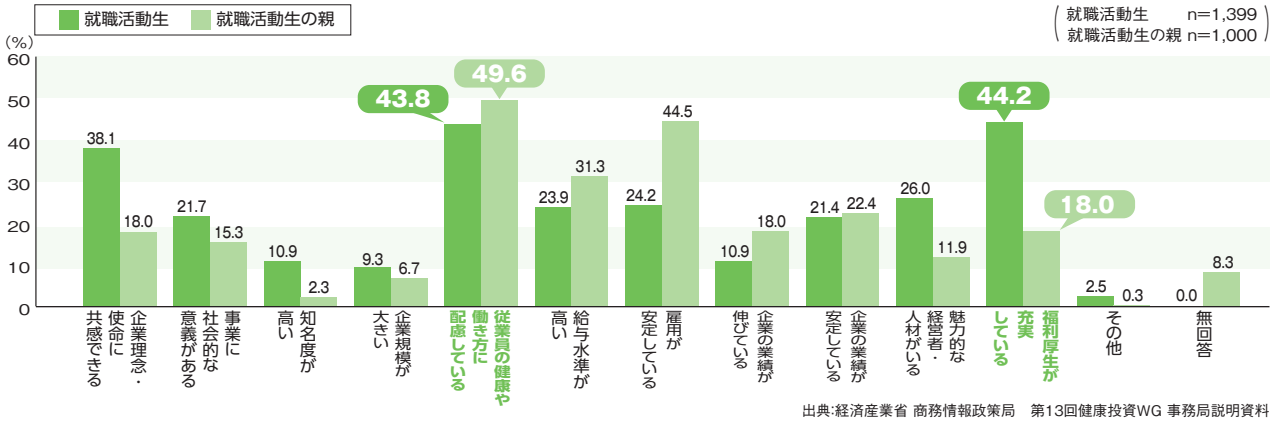

出典:経済産業省 商務情報政策局　第13回健康投資WG 事務局説明資料

● 治療と仕事の両立を支援する体制整備が、優秀な人材をつなぎとめることにつながります。

●「仕事と治療の両立支援」に関する2つの配慮義務

①安全配慮義務（労働契約法）

②**雇用継続配慮義務（がん対策基本法）**（2016年12月法改定）

●がんと診断された後に1/3を超える人が、依頼退職もしくは解雇となっている。

がん診断後の就労状況の変化

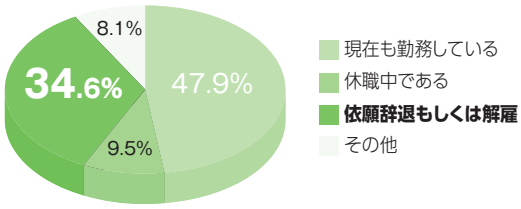

●がん診断後に依頼退職もしくは解雇となっている人は**34.6%**

●がんになっても安心して仕事を続けるために必要と考えることの第1位は**「症状に合わせて勤務時間を短縮できる制度」**、第2位は**「長期の休職や休暇制度」**

出典:「がんの社会学」に関する研究グループ　2013年がんと向き合った4,054人の声（がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査報告書）

そこで、全日病厚生会の職員総合補償制度が
お役に立ちます!!

全日病厚生会の職員総合補償制度 導入のメリット

1. 高い団体割引（20%）の適用により、大企業並みの福利厚生制度構築
2. ノーロード（事務ロードなし）、ノーコスト（費用負担なし）で制度導入
3. 治療と仕事の両立支援を通じた優秀な人材の維持、定着
4. Web利用による、簡便で効率的な制度周知

大企業並みの福利厚生制度の構築

●充実した補償のラインナップ　●高い団体割引

役職員を取り巻くリスクを補償する幅広いプランをご用意しております。
全日病厚生会の団体割引20%(*1)で割安に加入ができます。

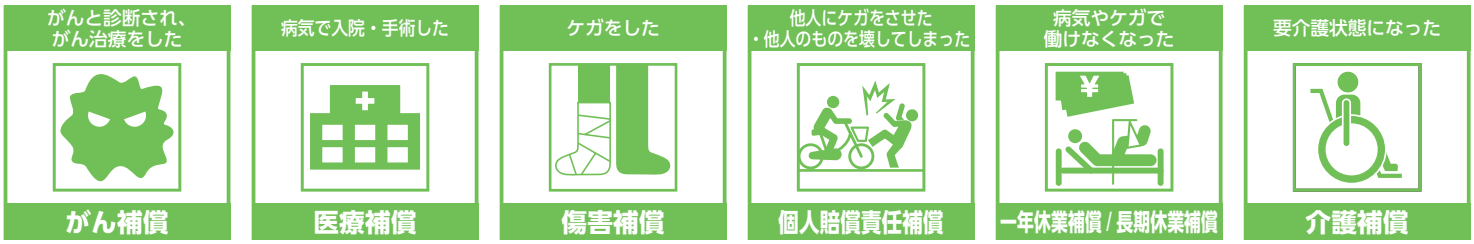

がん補償・医療補償・傷害補償・個人賠償責任補償は加入対象者が拡大し、全日病厚生会会員である医療機関に勤務されている方およびそのご家族まで(＊1)ご加入いただけるようになりました。
(＊1)家族の範囲は全日病厚生会会員である医療機関に勤務されている方の配偶者、子供、両親、兄弟および同居している親族(＊2)をいいます。
(＊2)6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。

役職員のみなさまの加入のメリット

1

がん補償

がんの治療実態に合わせた最新補償をご用意！

がん診断保険金の補償（早期治療）、がん通院保険金最大425 日補償（通院日数の拡大に対応）、抗がん剤・がん先進医療・患者申出療養補償など、がんの治療実態に合わせた補償をご用意しています。

2

医療補償

もしもの病気による入院・手術に備えた医療補償をご用意！

病気による入院保険金や手術保険金、先進医療を受けた場合の補償をご用意しています。

3

傷害補償　個人賠償責任補償

日常生活でのケガによる入院・手術・通院、他人への法律上の賠償等を補償する傷害・個人賠償責任補償をご用意！

自転車による他人への賠償も対象となります。近年加入の義務化が進んでいる自転車事故の備えにも対応します。

4

長期休業補償　一年休業補償

話題の就業不能（長期休業補償は就業障害）補償をご用意！所定の精神障害・天災危険もサポート！

病気やケガで就業不能（長期休業補償は就業障害）になった場合の月々の所得を補償します。近年増加している精神障害による休業も補償します(長期休業補償は最大2年間が限度)

5

介護補償

介護が必要になったときの初期費用への補償をご用意！

所定の要介護状態になった場合、介護保険金（一時金）を支給します。

6

がん補償　医療補償　傷害補償　個人賠償責任補償　長期休業補償　一年休業補償　介護補償

充実した付帯サービスを用意！

おからだの不安やメンタルヘルスに関することを相談できる「メディカルアシスト」、「メンタルヘルス電話相談」(＊3) や、介護に関する相談ができる「介護アシスト」など無料の付帯サービスが充実しています。

(＊3)「メンタルヘルス電話相談」は長期休業補償のみ対象
サービスの詳細はパンフレット「付帯サービス」をご参照ください。※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

そして、全日病厚生会の職員総合補償制度なら簡便なWebによる加入手続きが可能です！(＊4)

(＊4)Web募集の場合、取扱いできない補償やプランなどがあります。詳細は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

●この保険契約は、全国中小企業団体中央会を契約者とし、中央会会員等を保険の対象とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「全国中小企業団体中央会の休業補償プラン職員総合補償制度」は、本制度のペットネームです。

●保険の対象となる方:(1)全日病厚生会会員である医療機関の役職員(2)「一年休業補償のみ」(1)の方の配偶者(家事従事者に限る)を含みます。(3)「介護補償のみ」(1)の方の両親、配偶者および配偶者の両親を含みます。(4)「がん補償、医療補償、傷害補償、賠償責任に関する補償のみ」(1)の方の配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、(1)の方の同居されているご親族を含みます。

※全日病厚生会の会員またはご家族でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

代理店は東京海上日動火災保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険(株)と直接契約されたものとなります。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。詳細はご契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款および特約によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款は必要に応じ団体までご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

リニューアル

15. 連帯保証人代行制度 スマホスNEXT

連帯保証人代行制度
スマホスNEXT

患者サービス・未収金対策の
新たなスタンダード

保証料を大幅に見直した
「連帯保証人代行制度スマホスNEXT」が新登場！

連帯保証人代行制度 スマホスNEXT は、**「未収金発生の抑止」「未収金のリスクヘッジ」「督促回収業務の削減」「患者サービスの向上」**を実現します。

スマホスNEXTは病院の声から生まれました！

POINT 1
保証料を大幅に
見直しました

POINT 2
公立病院でも
導入されています

POINT 3
通院治療費の
保証も好評です

是非お問い合わせください

連帯保証人代行制度スマホスNEXTは、全国各地の56病院※で導入いただいております。

※2021年3月31日（現在）

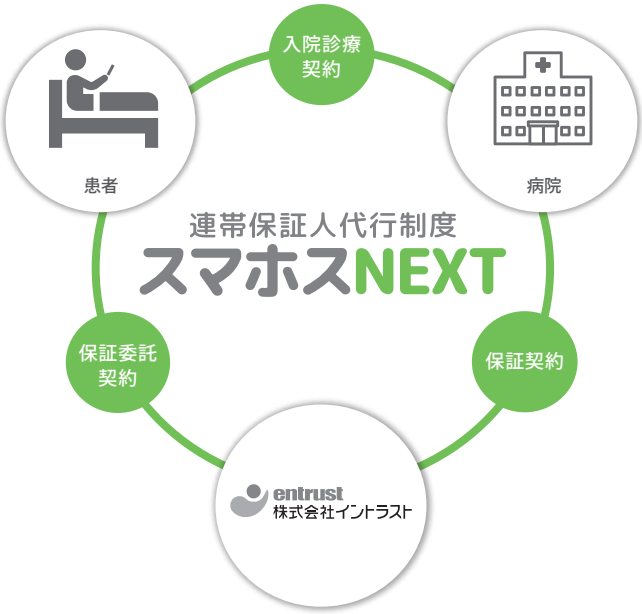

イントラストは、大手損害保険会社と保険契約を締結することにより、入院医療費の未収金に対して、リスクヘッジを図っています。

3つのメリット

1 未収金発生の抑止力
イントラストが連帯保証人となることで未収金発生を抑止できます。

2 未収金回収業務が大幅削減
イントラストが病院へ代位弁済※（立替）後に患者へ督促回収を行います。

3 患者サービスの向上
患者自身が連帯保証人を用意する手間が不要となり、患者の負担を軽減できます。

スマホスNEXT 制度概要

連帯保証人をお引き受けします。
患者の連帯保証人をイントラストがお引き受けします。

未収金を代位弁済します。
未収金が発生した際には、保証限度額を上限に、イントラストが病院へ代位弁済（立替え）します。

未収金の回収業務が軽減されます。
病院に代わり、イントラストが患者へ未収金の回収を行います。

このチラシは、「連帯保証人代行制度スマホス NEXT」の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ずご案内資料等をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、下記のお問い合わせ先までご確認ください。

導入病院からの声

患者から連帯保証人を頼める人がいないから助かったとの言葉をいただきました。

未収金の分割払いの患者が多く、入金の管理が非常に煩雑であったが、その業務が非常に楽になりました。

※代位弁済について

- 万が一、対象患者が病院に対して医療費のお支払いを延滞した場合には、対象患者に代わり総合保証サービス会社である株式会社イントラストが保証限度額を上限に未収医療費を立替払いいたします。
- 立替払いした未収医療費については、株式会社イントラストが対象者へご請求させていただきます。

保証内容

- 保証限度額　月毎の一請求あたり　30万円・50万円・100万円
- 保 証 対 象　全ての入院患者における下記費用
- 入院費用における診療報酬の患者負担金
  公的保険対象者：現役世代3割負担・後期高齢者1割負担など
  公的保険対象者外者：全額
- 入院費用実費負担部分（差額室料・食費・おむつ代など）
- レンタル費用（病衣など）

※レンタル業者と患者との直接契約は除きます。
※反社会的勢力に該当していることが判明した場合には免責となります。

お問い合わせ先

entrust
株式会社イントラスト

〒102-0083
東京都千代田区麹町１４
半蔵門ファーストビル2F
問合せ先：03 5213 0250（代表）
メールアドレス：e-jimu@entrust-inc.jp

ご加入方法について

病院総合補償制度ご加入方法

（長期休業補償制度、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT除く）

ご加入申込の締切（締切日必着）

本制度は保険契約期間が**2022年2月1日午後4時から2023年2月1日午後4時まで**の1年間の契約となっております。
※保険契約期間の途中でご加入される場合の補償期間、締切等は下表の通りとなります。

	ご加入申込の締切	補償期間の始期	満期日	保険料
保険始期からの加入	2021年12月10日（金）	2022年2月1日午後4時	2023年2月1日午後4時	取扱代理店または引受保険会社にご確認ください
中途加入	各月10日（10日が土・日・祝日の場合は前営業日となります）	申込締切日の翌月1日		

- 締切日までに必ず手続きください。手続きは加入依頼書の受付および保険料の入金の確認をもって完了します。手続きが締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意願います。
- 病院(診療所)賠償責任保険(産業医等活動保険オプション付帯)で口座振替の場合の引去日は、2022年2月14日(月)となります。分割払の場合、以降毎月12日(土日祝日の場合はその翌営業日)
- 2022年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なりますので取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

加入方法

- それぞれ専用の加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。
- 保険料は、下記団体口座までお振込ください。締切に間に合わなかった場合は、ご加入が遅れることになりますのでご注意願います。

団体取りまとめ窓口(加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。)

〒101-0064　東京都千代田区神田猿楽町2-8-8　一般社団法人 全日病厚生会

振込先(団体口座)

〈ご注意〉振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町(ジンボウチョウ)支店
普通　0660161
(口座名義)全日病厚生会(ゼンニチビョウコウセイカイ)
更新時お振込の際には加入依頼書記載の営業店・代理店コードを必ず入力してください。

長期休業補償制度、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT ご加入方法

長期休業補償制度、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTは他の商品ラインナップとは異なる加入方法となります。詳しくは、別途専用パンフレットをご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽＡＤＲセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(https://www.sonpo.or.jp/)

ナビダイヤル **0570−022808**〈通話料有料〉
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

＜お問い合せ先＞

取扱幹事代理店
株式会社　全日病福祉センター
〒101-0064
東京都千代田区神田猿楽町2-8-8
TEL：03-5283-8066
FAX：03-5283-8077

引受保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
（担当課）

2021年9月作成　21-T02342　　E14-85690(3)改定202109

一般社団法人　全日病厚生会
会員医療機関の皆様へ

別冊 資料

病院総合補償制度

補償の概要等・重要事項説明書

- 病院（診療所）賠償責任保険
- 産業医等活動保険
- 介護サービス事業者賠償責任保険
- 医療施設機械補償保険
- サイバーリスク保険
- 医療機関向け役員賠償責任保険
- 医療事故調査費用保険
- 現金・小切手運送保険
- 医療廃棄物排出事業者責任保険

東京海上日動火災保険株式会社

病院（診療所）賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医師賠償責任保険（医師特別約款）	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内で医療業務を遂行するにあたり職業上相当な注意を用いなかったことに起因して、患者の身体・生命に障害が発生し、保険期間中にその障害を発見した場合において被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます） ③損害防止軽減費用 事故（＊）が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 ④緊急措置費用 事故（＊）が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 （＊）医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。 保険金のお支払い方法は次のとおりです。 上記①の法律上の損害賠償金については、その額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります（支払限度額は適用されません）。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①法律上の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません。 ①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波または高潮 ④被保険者と他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧排水または排気（煙を含みます）に起因する賠償責任 ⑨医療施設（設備を含みます）、航空機、車両（原動力がもっぱら人力である場合を含みます）、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩名誉き損または秘密漏洩に起因する賠償責任 ⑪美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ⑫医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑬所定の免許を持たない者が行った医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。 ⑭日本国外で行われた医療業務 等
医療施設賠償責任保険（医療施設特別約款）	次のいずれかの事由に起因して保険期間中に発生した事故（＊1）（医療業務の遂行に起因する患者の対人事故を除きます）、または次のいずれかの事由に伴い日本国内で保険期間中に行われた不当行為（＊2）によって発生した人格権侵害（＊3）（医療行為に起因する人格権侵害を除きます）について、被保険者が法律上の賠償責任を負担した場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。 （＊1）事故：対人・対物事故をいい、他人の身体・生命を害したことを「対人事故」、他人の財物を損壊したことを「対物事故」といいます。 （＊2）不当行為：不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示をいいます。 （＊3）人格権侵害：他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害をいいます。 ①病院・診療所の建物等、被保険者が所有・使用・管理する医療施設（設備を含みます。） ②医療施設の用法に伴う仕事の遂行またはその結果 ③製造、販売もしくは提供した食品や商品等（以下生産物といいます）	（1）次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます） ③損害防止軽減費用 事故または人格権侵害が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続きまたはすでに発生した事故または人格権侵害に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用 ④ 緊急措置費用 事故または人格権侵害が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合にお いて、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用 （2）保険金のお支払方法 ・上記①の損害賠償金については、その額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 ・②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません）。但し上記②の争訟費用については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の損害賠償金に対する割合によって削減して保険金をお支払いします。	上記、医師賠償責任保険の「保険金をお支払いできない主な場合」に記載の①～⑧のほか、以下の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象となりません（※ただし、上記⑤の事由は、昇降機に積載した他人の財物には適用しません）。 ＜対人事故・対物事故、人格権侵害共通＞ ①医療業務の遂行に起因してその医療行為の対象となる者が被った身体の障害（医師賠償責任保険で補償します） ②建物の外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み ③医療施設の修理、改造または取壊し等の工事 ④次に掲げるものの所有、使用または管理 ア. 航空機、自動車または原動機付自転車 イ. 医療施設外における船、車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます）または動物 ⑤昇降機の所有、使用または管理についての被保険者の故意または重大な過失による法令違反 ⑥被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 ⑦次の財物の損壊または使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます） ア. 生産物 イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます） 等 ＜人格権侵害＞ ①医療行為 ②最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ③事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ④被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます） ⑤被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ⑥広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 等
勤務医師包括担保特約	被保険者（＊）が加入依頼書記載の医療施設（以下「医療施設」といいます）の業務として行った医療業務により発生した患者の身体・生命の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 （＊）この特約条項において、被保険者とは、医療施設の開設者（以下「開設者」といいます）の使用人その他開設者の業務の補助者である医師（既に開設者の使用人または業務の補助者でない医師を含みます）のうち、名簿に記載された者をいいます。	上記 医師賠償責任保険（医師特別約款）と同様	上記 医師賠償責任保険（医師特別約款）と同様

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医療従事者包括賠償責任保険	被保険者が加入依頼書記載の医療用施設（以下「対象施設」といいます）の用法に伴う仕事として日本国内において遂行する医療従事者としての業務（付随業務を含みます）に起因して発生した他人の身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し保険金をお支払いします。	(1)次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。 ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料等） ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※引受保険会社の書面による同意が必要になります。 ③賠償責任がないと判明した場合において、応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用または予め引受保険会社が書面により同意したその他の費用 ④引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用 ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 (2)保険金のお支払い方法 上記①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いいたします（被保険者の数にかかわりなく、ご加入の支払限度額をもって限度とします）。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いいたします。	①法令に定められた医療従事者資格を有しない者が行った業務 ②被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務 ③美容を唯一の目的とする業務 ④次に掲げるものの所有、使用または管理 ア.自動車、原動機付自転車または航空機 イ.昇降機 ウ.施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます）または動物 エ.対象施設（業務の遂行のために直接使用する機械・器具を除きます） ⑤名誉き損または秘密漏えい ⑥被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害 ⑦日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害 等

産業医等活動保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
産業医等活動保険	被保険者の日本国内における産業医・学校医等の嘱託医としての業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、保険期間中に損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。	(1)次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。 ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ②訴訟や調停・示談等になった場合の弁護士報酬などの争訟費用 ※あらかじめ引受保険会社の書面による同意が必要になります。 ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用 ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 (2)保険金のお支払い方法 上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用については、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。	この保険では、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①医療行為 ②故意または重過失による履行不能または履行遅滞 ③嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還 ④保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に事故の発生を知っていた場合は、その事故 等

介護サービス事業者賠償責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
介護サービス事業者特別約款	次の事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 ①対人・対物事故（※1） 施設（※2）、仕事（※3）（訪問看護業務を除きます）の遂行もしくはその結果または生産物（※4）に起因する他人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます）の損壊をいいます。 ②訪問看護業務事故（※1） 仕事のうち、訪問看護業務の遂行もしくはその結果に起因する他人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます）の損壊をいいます。 ③管理下財物事故（※1）（※5） 管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。 ④人格権侵害事故（※6） 施設、仕事の遂行もしくはその結果または生産物に関する不当行為に起因する人格権侵害をいいます。 ⑤行方不明時使用阻害事故（※1）（※5） 認知症またはその疑いのあるサービス利用者が行方不明（仕事の遂行中に発生したものに限り、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。）となった場合に、その者の行為（行方不明者の行為に限ります。）により生じた不測の事象（他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限ります）に起因する他人の財物の使用阻害（※7）をいいます。 ⑥経済的事故（※6） 居宅介護支援業務の遂行に起因して、次の者の財産に金銭上の損害を与えることをいいます。身体の障害、精神的被害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取によるものを含みません。 ア. 要介護・要支援状態にある者 イ. 介護予防・生活支援サービス事業の対象者 （※1）対人・対物事故、訪問看護業務事故、管理下財物事故および行方不明時使用阻害事故については、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に、保険金を支払います。 （※2）記名被保険者が仕事の遂行のために所有・使用・管理する不動産・動産をいいます。 （※3）記名被保険者にかかる介護業務のうち、対象となる業務について記載のものをいいます。 （※4）記名被保険者が仕事に関連して製造、販売または提供した財物であって、記名被保険者の占有を離れたものをいいます。 （※5）管理下財物事故または行方不明時使用阻害事故に起因して保険金を支払う損害は、それぞれの事故について被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。 ①管理下財物事故については、管理下財物について、その財物の正当な権利を有する者に対して被保険者が負担する賠償責任 ②行方不明時使用阻害事故については、使用阻害された他人の財物について、その財物の正当な権利を有する者に対して被保険者が負担する賠償責任 （※6）人格権侵害事故および経済的事故については、事故についての被保険者に対する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に、保険金を支払います。 （※7）財物の本来の目的および用法に従った使用が阻害されることをいいます。	（1）お支払いの対象となる損害 a. 法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 b. 争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。） c. 損害防止軽減費用 事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用 d. 緊急措置費用 事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用 e. 協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 （2）保険金のお支払い方法 a.法律上の損害賠償金 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。（支払限度額が適用されます。ただし、左記「③管理下財物事故」のうち、貨紙幣以外の管理下財物の損壊、紛失、盗取、詐取については、支払限度額の範囲内であっても、その管理下財物の時価が限度となります。） お支払いする保険金 ＝ 損害賠償金 － 免責金額 b.～e.の費用 原則としてその全額がお支払対象となります。（支払限度額は、適用されません。） ただし、争訟費用については、「損害賠償金＞支払限度額」となる場合は、下記の式に従ってお支払いします。 お支払いする保険金 ＝ 争訟費用 × 支払限度額 / 損害賠償金	（1）次の事由（訪問看護業務事故について、①および②を除きます）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 ①医療行為（疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案または診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の行為をいいます）に起因する事故。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。 ②医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（美容整形、医学的堕胎、助産または採血等の行為をいいます。）に起因する事故。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。 ③薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する事故 ④あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する事故 ⑤サイバー攻撃に起因する損害（弁護士費用等担保特約を除きます。） （2）対人・対物事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 ①次に掲げるものの所有、使用または管理 ア. 自動車、原動機付自転車または航空機 イ. 施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます）または動物 ②ちり・ほこりまたは騒音 ③施設である建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる財物の損壊 ④土地の掘削、地下または基礎に関する工事の遂行に伴って発生した次の損壊等 ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動または土砂崩れによる工作物、植物または土地の損壊。「工作物」とは、人工的作業により土地に接着して設置されたものをいい、その収容物または付属物を含みます（以下同様とします） イ. 土地の軟弱化または土砂の流出入により発生した地上の工作物もしくはその基礎部分または土地の損壊 ウ. 地下水の増減 ⑤飛散防止対策等の損害発生の予防に必要な措置を取らずに行われた作業による塗料その他の塗装用材料、鉄粉、鉄錆または火の粉の飛散または拡散。ただし、塗装用容器または作業用具の落下または転倒によるものを除きます。 ⑥被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物または行った仕事の結果 ⑦被保険者による生産物または仕事の目的物の効能または性能に関する不当な表示（実際よりも著しく優良であると示すことをいいます）または虚偽の表示 ⑧次の財物の損壊またはその使用不能（財物の一部のかしによるその財物の他の部分の損壊またはその使用不能を含みます） ア. 生産物 イ. 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます） ウ. 完成品 エ. 生産物もしくは完成品が機械・工具である場合または機械・工具の制御装置として使用されている場合に、その機械・工具によって製造または加工された財物
初期対応費用担保特約条項	この保険の対象になりうる事故について、被保険者が初期対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。	次の費用のうち、事故に対応するために直接必要なものをいいます。 ①事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ②事故現場の取り片付け費用 ③被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用 ④通信費 ⑤事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。（この特約の支払限度額の内枠払いとなります。） ⑥書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用 ⑦その他①から⑥までに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。 保険金のお支払い方法 合計額から免責金額を差し引いた額に対して、保険金をお支払いします。（特約の支払限度額が適用されます。ただし、身体の障害を被った被害者への見舞費用は、特約の支払限度額の内枠において、1事故について1名あたり10万円を限度とします。）	（3）訪問看護業務事故について、法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 （4）管理下財物事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 ①保険契約者または被保険者が行いまたは加担した盗取または詐取 ②保険契約者または被保険者が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐取 ③自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊 ④自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象 ⑤ねずみ食い、虫食いその他類似の現象 ⑥管理下財物の使用不能（収益減少を含みます） （5）人格権侵害事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。 ①保険期間の開始時より前に行われた不当行為 ②最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為 ③事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為 ④被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。） ⑤被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為 ⑥広告・宣伝活動、放送活動または出版活動 （次頁に続く）

<table>
<tr><th></th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td>サービス利用者捜索費用担保特約条項</td><td>サービス利用時間中に発生したサービス利用者の行方不明（警察署長へ行方不明者に係る届出が行われた場合に限ります。以下「事故」といいます）について、記名被保険者が右記のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により、保険金を支払います。ただし、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。</td><td>①捜索費用
②使用人派遣費用
③サービス利用者帰宅費用
④親族対応費用
⑤謝礼金
（ただし、協力者1名または1法人あたり5,000円を限度額とします。（この特約の支払限度額の内枠払いとなります。））
保険金のお支払い方法
①から⑤の費用の合計額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</td><td rowspan="4">（前頁より）
（6）行方不明時使用阻害事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
①被保険者の故意または重大な過失による法令違反
②被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為（過失犯を除きます。）
③脅迫・恐喝等の目的をもって行われる妨害行為
④法令等に基づく規制または差押え、収用、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使
⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の使用阻害
⑥被保険者の仕事の履行不能または履行遅滞
⑦他人の財物の紛失、盗取または詐取
⑧特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
⑨データまたはコンピュータ・プログラムの損壊（磁気的または光学的に記録されたデータまたはコンピュータ・プログラムの滅失または破損であって、有体物の損壊を伴わずに発生したものをいいます）
⑩サービス利用者が行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した事故
⑪無賃乗車または無銭飲食

（7）経済的事故について、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
①保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）は、その事由
②被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）
③介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
④被保険者の使用人による窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為
⑤名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
⑥被保険者の支払不能または破産
⑦特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
⑧被保険者による居宅介護支援業務の結果の保証。ただし、これによって加重された賠償責任部分に限ります。

以下は「弁護士費用等担保特約条項」固有
（8）直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する経済的被害による損害に対しては、保険金を支払いません。
①記名被保険者またはその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関、使用人（記名被保険者の指示に基づいて仕事を遂行する研修受講生を含みます。以下同様とします。）もしくは構成員による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
②記名被保険者またはその理事、取締役その他法人の業務を執行する機関、使用人もしくは構成員の法令違反
③支払不能または破産
④記名被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
⑤私的独占、不当な取引制限もしくは不公正な取引方法またはそのおそれ
（9）保険金請求権者が次のいずれかを行う場合に弁護士費用または法律相談費用を負担したことによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
①自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償額の支払の請求その他の賠償責任保険の規定に基づく保険者（共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者を含みます。）に対する損害賠償額の支払の請求。ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合はこの規定を適用しません。
②社会通念上不当な損害賠償請求
（10）この特約条項において、サイバー攻撃危険不担保特約条項の規定は、適用しません。

以下は「被害者治療費用担保特約」固有
（11）直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては保険金を支払いません。なお、③ウの適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
①保険契約者、被保険者または被害者の闘争行為または犯罪行為（過失犯を除きます。）
②被害者の故意
③次のいずれかの者が被った身体の障害
ア. 保険契約者または被保険者
イ. 被保険者の業務に従事中の者
ウ. 被保険者と同居する親族

等</td></tr>
<tr><td>特定感染症対応費用担保特約条項・感染症対応費用範囲拡大特約条項</td><td>サービス利用者が施設において、食中毒になったことおよび「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が定める一類感染症、二類感染症、三類感染症もしくは指定感染症（同法が定める一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）または新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）を発症したことについて、記名被保険者が右記のいずれかの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。ただし、記名被保険者が食中毒になったことまたは感染症を発症したことを保険期間中に認識した場合に限ります。なお、新型コロナウイルス感染症を除く感染症については、その発症について保健所その他の行政機関に届出または報告等が行われた場合に限ります。</td><td>①消毒費用
②検査費用
③予防費用
④通信費用

保険金のお支払い方法
①から④の費用の合計額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</td></tr>
<tr><td>弁護士費用等担保特約条項</td><td colspan="2">次の被害について、保険金請求権者（※1）が負担する次の損害に対して、保険金をお支払いします。
<table><tr><th>被害の種類</th><th>損害の種類</th><th>対象となる費用</th></tr><tr><td rowspan="2">対人・対物被害（※2）</td><td>被保険者（※3）が対象事故（※4）によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求を行う場合に弁護士費用を負担することによって被る損害</td><td>弁護士費用</td></tr><tr><td>被保険者が対象事故によって被った対人・対物被害について、保険金請求権者が法律上の損害賠償請求に関する法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害</td><td rowspan="2">法律相談費用</td></tr><tr><td>経済的被害（※5）</td><td>記名被保険者が対象事故によって被った経済的被害について、保険金請求権者が法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害</td></tr></table>（※1）対象事故によって損害を被った、①被保険者②被保険者法定相続人③被保険者の配偶者・父母・子をいいます。
（※2）被保険者が仕事の遂行上の事由（通勤を含みます。）により身体の障害を被ること、または記名被保険者が所有、使用または管理する施設（加入依頼書記載の不動産・動産）が損壊または盗取（詐取を含みません。）されることをいいます。
（※3）対人被害の場合、①記名被保険者②記名被保険者の使用人③法人である記名被保険者の理事、取締役その他法人の業務を執行する機関④社団である記名被保険者の構成員、対物被害の場合は記名被保険者、となります。
（※4）対人・対物被害については、日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故をいいます。経済的被害については、日本国内において発生した業務妨害等をいいます。
（※5）記名被保険者が仕事において金銭上の損害を被ることまたはそのおそれが発生したことをいいます。契約の債務不履行による被害（例：取引先が納品した商品の代金を支払わない）について法律相談する費用は、補償対象外となります。
保険金のお支払方法
上記の被害ごとに、それぞれの損害に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
ただし、保険金をお支払いするのは、対人・対物被害の場合、対象事故が保険期間中に発生した場合。対人被害については、身体の障害を被った時に対象事故が発生したものとみなします。経済的被害の場合は、対象事故が保険期間中に発見された場合。「発見」は、記名被保険者が対象事故を最初に認識した時（認識し得た時を含みます。）になされたものとします。</td></tr>
<tr><td>被害者治療費用担保特約条項</td><td>この保険の対象となる他人の身体の障害が保険期間中に日本国内において発生した場合に、身体の障害の発生日から1年以内に生じた被害者の治療費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</td><td>治療費用
保険金のお支払い方法
合計額から免責金額を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。（事故の種類に応じて、対人・対物事故（訪問看護業務除く）または対人・対物事故（訪問看護業務）のいずれかの内枠となります。）</td></tr>
<tr><td>訴訟対応費用担保特約条項</td><td>この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、被保険者が訴訟対応費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限ります）を支出したことによって被る損害に対して、保険金を支払います。</td><td>次の費用のうち、損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。
①被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用
②被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費
③増設コピー機のリース費用
④被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
⑤事故原因の調査費用
⑥意見書・鑑定書の作成費用
⑦相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
保険金のお支払い方法
合計額から免責金額を差し引いた額に対して、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</td></tr>
</table>

医療施設機械補償保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いの対象とならない主な損害
医療施設機械補償保険	①加入依頼書に記載の医療施設内に設置されている対象機械、機械設備または装置において稼働可能な状態（検査、整備、修理または所在地において移設のために一時稼働していない状態を含みます。以下同様とします）にある場合に、不測かつ突発的な事故によって生じた損害に対して、損害保険金を支払います。 ②①の損害保険金が支払われる場合において、その事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物取片づけ費用」といいます）に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。 ③安定化処置費用（安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。以下同様とします）に対して、安定化処置費用保険金を支払います。	①損害保険金 機械設備・装置が損害を被った場合、事故直前の運転可能な状態に復旧するために必要な修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額から、残存物価額および免責金額を差し引いてお支払いいたします。 損害保険金（※1）=（修理費（※2）+損害防止費用（※3） +保険対象外物件の復旧費用（※4））（※5） −残存物価額（※6）−免責金額（※7） （※1）損害保険金のお支払い額が1回の事故につき保険金額（保険金額が新調達価額を超える場合は、新調達価額とします。）の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。 （※2）修理費：新部品費、解体費、材料費、検査費、運搬費、組立・据付費、試運転・調整費、諸経費等をいいます。ただし、以下は修理費には含まれません。 （1）国際間における航空輸送もしくは貸切輸送により特に要した増加運賃または国外から技術員の派遣を受けたために要した費用 （2）仮修理費（本修理の一部をなす部分は除きます） （3）損傷を受けた部分の修理に伴い、他の部分の交換に要した費用 （4）模様替えまたは改良による増加費用 （5）損傷の修理に必要な場合を除き、分解整備、乾燥もしくは清掃の費用または凝固、閉塞、他物の付着、浸水もしくはこれらの類似の状態を取り除く費用 （※3）損害防止費用：損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用。 （※4）保険対象外物件の復旧費用：保険の対象の機械設備・装置の処理のために取りこわした保険の対象以外のものの修復費用。ただし、1回の事故につき300万円を限度といたします。 （※5）修理費、損害防止費用および保険対象外物件の復旧費用の合計額が新調達価額を超える場合は、新調達価額を限度といたします。ただし、法令による規制その他やむを得ない事情を除き、損害が生じた日から1年以内に復旧を行わなかった場合は、損害が発生した時における機械設備・装置の時価額（新調達価額から使用による減価額を差し引いた額）が限度となります。 （※6）残存物価額：修理に伴って残存物がある場合のその価額。 （※7）免責金額：損害額の一定額をご契約者に負担いただくもので、ご契約時にあらかじめ設定いたします（50,000円）。 ②残存物取片づけ費用保険金 損害保険金の10%に相当する額を限度とし、保険金をお支払いいたします。残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。 ③安定化処置費用 1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用に対して、安定化処置費用保険金を支払います。	①保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）、これらの者の代理人または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意または重大な過失 ②①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。 ③保険の対象の瑕疵。ただし、保険契約者もしくは被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者もしくはこれらの者の使用人が相当の注意をもってしても発見し得なかった瑕疵を除きます。 ④騒擾およびこれに類似の集団行動 ⑤労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ⑥差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ⑦台風、旋風、竜巻、暴風等の風災（洪水、高潮等を除きます。） ⑧台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）、落石等の水災 ⑨土地の沈下、移動または隆起 ⑩置き忘れ、紛失、盗難、詐欺または横領 ⑪火災による損害 ⑫腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害 ⑬自然の消耗または劣化が進行した結果、その部分に生じた損害 ⑭ボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害 ⑮保険の対象を仮修理その他の応急措置により運転または使用している間に生じた損害 ⑯保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ⑰ソフトウェアまたはプログラム等の無体物に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は、この規定を適用しません ⑱戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます） ⑲地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑳核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ㉑⑳に規定した以外の放射線照射または放射能汚染 ㉒保険の対象の製造者または販売者が被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害に対しては、保険金を支払いません ㉓サイバー攻撃に起因する損害　等 次のものは保険の対象から除きます。 ●医療機器の体内挿入部位 ●歯科用診療台ユニットのホース ●X線管 ●器具類（鉗子・メス・聴診器・注射器等）●可搬式、移動式の情報処理装置・事務用機器●マイクロモータ、エアモータ、エアタービン等の切削装置 ●バキューム装置付属のモータ ●基礎（アンカーボルトを含みます。） ●炉壁（ボイラを保険の対象とする場合、ボイラの炉壁は保険の対象に含まれます。）●消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ ●コンクリート製・陶磁器製（＊）・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具 （＊）碍子・碍管は保険の対象に含まれます。 ●ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラス、管球類 ●切削工具、研摩工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類 ●潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材 ●フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠 ●ガスタービン装置 ●蒸気タービン装置 生体現象測定記録・監視用機器、診断用機器、検体検査用機器、治療用機器、歯科治療機器、情報処理装置、事務用機器、集中制御装置、通信機または電子計算機の管球類は、保険の対象に含まれます。

保険の対象の範囲

この保険契約の保険の対象は、加入依頼書に記載の医療施設内に設置されている下表に掲げる機械、機械設備または装置のすべてとします。

設備名称	機械、機械設備または装置
生体現象測定記録・監視用機器	心電計、心音計、脳波計、血圧計、ベッドサイドモニタ、集中監視装置、分娩監視装置、未熟児・新生児監視装置、自動視力計　等
診断用機器	X線診断装置、デジタルフロログラフィー、コンピューテッドラジオグラフィー、ガンマカメラ、シングルフォトンエミッションCT、ポジトロンエミッションCT、X線CT装置、超音波診断装置、MRI、医用テレビジョン、電子内視鏡、ファイバースコープ、サーモグラフィー、生体磁気計測装置、自動現像機等
検体検査用機器	臨床化学検査装置、血液検査装置　等
治療用機器	手術台、電気手術器、レーザ手術装置、超音波手術装置、人工呼吸器、麻酔器、低周波治療装置、マイクロ波治療装置、心細動除去装置、持　続注入ポンプ、RI治療装置、粒子加速装置、ハイパーサーミア、レーザメス、内視鏡用レーザ装置、眼科用レーザ装置、結石破砕装置、電動治療椅子、消毒器　等
歯科治療機器	歯科用ユニット、歯科治療台、歯科用X線装置、咬合音診断装置、超音波歯石除去装置、高周波金属溶解鋳造装置　等
その他の医療関連機器	薬剤分包装置、殺菌機、滅菌器、オートクレーブ、保温器、電動式ベッド　等
空調設備	温風暖房機、ボイラ付属装置、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナ、ユニットクーラ、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類　等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサ、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリ、碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、照明器具、非常用発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備　等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等　等
昇降設備	エレベータ、エスカレータ、ダムウェータ　等
情報処理装置・事務用機器	パーソナルコンピュータ、コピー機、OAプリンタ、磁気ディスク装置、光ディスク装置、ファクシミリ、モデム、ルーター　等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール　等

医療施設機械補償保険	保険の対象の範囲　この保険契約の保険の対象は、加入依頼書に記載の医療施設内に設置されている下表に掲げる機械、機械設備または装置のすべてとします。	
	設備名称	**機械、機械設備または装置**
	回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール　等
	エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン、ナースコール設備、ドクターコール設備　等
	ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス　等
	厨房機械設備	炊・焼・揚・蒸・煮用機械設備、食器洗浄消毒設備、米とぎ機、ミキサー、冷蔵庫・冷凍庫(冷凍機を含みます。)、湯わかし器、アイスクリームフリーザ、アイスメーキングマシン、熱風消毒設備、ダムウェータ設備　等
	駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、電動発電機、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火設備、制御装置、駐車券発行機・精算機　等
	洗濯機械設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、アイロナープレス機、糊煮器　等
	倉庫機械設備	立体自動倉庫、ラック倉庫　等
	その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備　等
	上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

サイバーリスク保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
情報通信技術特別約款（賠償責任担保部分）	情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者に対し保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。 情報の漏えいとは、電子データまたは記憶媒体に記録された非電子データとして保有される情報の漏えいをいいます。 情報とは、「ア. 個人情報」「イ. 法人情報」「ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）」をいい、漏えいとはア～ウが被害者または被害法人以外の第三者に知られたことをいいます。	①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 （※1）賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。 ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます） ③協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用 保険金のお支払い方法 上記①の損害賠償金については、その額から免責金額を控除して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。 上記②～③の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります。	この保険では、次の事由等によって生じた損害に対しては保険金のお支払いはできません。 ※ここでは主な場合のみを記載しております。また、詳細は契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款でご確認ください。 ①戦争、変乱、暴動、労働争議 ②核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用 ③保険契約者または被保険者の故意 ④地震、噴火、津波、洪水、高潮 ⑤被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 ⑥保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由 ⑦被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。 ⑧被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。） ⑨他人の身体の障害 ⑩他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。 ⑪被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合 ⑫所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。 ア. 火災、破裂または爆発 イ. 急激かつ不測の事故によるコンピュータシステムの損壊または機能停止 ⑬特許権または商標権等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。 ア.コンピュータシステムにおいて提供されるデータ、データベース、ソフトウェアまたはコンピュータプログラムによって生じた著作権の侵害 イ.記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害 ⑭記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求 ⑮被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。） ⑯被保険者相互間における損害賠償請求 ⑰被保険者によって、または被保険者のために行われた広告宣伝、放送または出版 ⑱IT業務 ⑲保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 ⑳被保険者が他人に情報を提供または取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求　等
メール送受信等賠償責任担保特約条項	被保険者による対象業務（＊1）の遂行に伴い、次の事由により発生した事故（＊2）について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約条項により保険金を支払います。 ①コンピュータ・ウィルスの感染 ②第三者による不正アクセス ③被保険者が電子メールで発信した電子情報の瑕疵（かし）。瑕疵とは、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア.電子情報の構成が、予定されたフォーマット（記録形式）に則っていないこと。 イ.電子情報の内容が、予定された内容と異なっていること（送付先情報が異なっている場合を含みます）。 ウ.電子情報の完全性が損なわれていること（一部であるか全部であるかにかかわらず、電子情報が作成された時点のものと合致していないことをいいます）。 ただし、保険金をお支払いするのは、事故に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。 （＊1）ホームページの運営・管理業務または電子メールの送信・受信業務であって、日本国内において行うものをいいます。 （＊2）他人の業務の休止もしくは阻害、電子情報の消失もしくは損壊または人格権侵害をいいます。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれによるものを除きます。	情報通信技術特別約款（賠償責任担保部分）と同様。	①保険期間の開始時に保険契約者または被保険者がその発生またはそのおそれを知っていた事故（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）。 ②ソフトウェア開発またはプログラム作成 ③対象業務の履行不能または履行遅滞 ④被保険者の支払不能または破産 ⑤被保険者以外の者に販売、納入または引き渡したコンピュータシステムの不具合 ⑥被保険者以外の者から管理またはメンテナンスを受託したコンピュータシステムの不具合 ⑦被保険者の下請負人または共同事業者に対する賠償責任に起因する損害

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項（費用損害担保部分）	事故対応期間（＊1）内に生じたセキュリティ事故の原因・被害範囲調査費用や風評被害事故（＊2）の拡大を防止するための費用等、各種費用を被保険者が負担することによって被る損害を補償します。保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故（＊2）を保険期間中に発見した場合に限ります（＊3）。 セキュリティ事故とは、情報の漏えいまたはそのおそれ、およびそれらを引き起こすおそれのあるサイバー攻撃（＊4）をいいます。 （＊1）被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。 （＊2）セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。 （＊3）被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故(＊2)を発見した場合には、保険契約者または被保険者は、すみやかにその詳細を引受保険会社に書面で通知しなければなりません。正当な理由がないにもかかわらず、保険契約者または被保険者が通知を怠った場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。 （＊4）サイバー攻撃とは 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムもしくはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁気的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為	保険金のお支払い対象となるのは、次の費用のうち、その額・使途が社会通念上妥当であるものに限ります。 ①原因・被害範囲調査費用 セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。 ②相談費用 セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。ただし、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア. 弁護士費用 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除き、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。） ③その他事故対応費用 次のアからコの費用をいいます。ただし、①②の費用を除きます。 また、カ、クおよびコ（エ）については、引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。 ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。 エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用 オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。 カ. 個人情報漏えい見舞費用（＊1） 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対して謝罪のために支出する次の費用 （ア）見舞金 （イ）金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 （ウ）見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。） キ. 法人見舞費用（＊1） セキュリティ事故の被害にあった法人に対して謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。 ク. クレジット情報モニタリング費用 クレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用 ケ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用 コ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用 （ア）弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対するものを除きます。） （イ）通信費 （ウ）記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 （エ）コンサルティング費用 保険金のお支払い方法 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。 ※すべての費用損害担保部分の保険金を合算して、「費用全体の支払限度額」欄記載の支払限度額が限度となります。 （＊1）個人情報漏えい見舞費用は、被害者1名につき1,000円、法人見舞費用は被害法人1社につき5万円が支払限度額となります。（ただし、上記の「費用全体の支払限度額」の内枠で適用されます。）	P7 情報通信技術特別約款（賠償責任担保部分）と同様

医療機関向け役員賠償責任保険

	お支払いする保険金（補償項目）		保険金をお支払いする場合 （「役員に関する補償」・「法人に関する補償」共通：保険期間中に「対象事由（下線部）」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。）	補償対象地域 日本国内	補償対象地域 日本国外	保険金をお支払いできない主な場合
役員（個人被保険者）に関する補償	法律上の損害賠償金		個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、個人被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。	○	○	この保険では、次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款でご確認ください。 ●次の事由は、個人被保険者ごとに個別に適用されます。 ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する対象事由 ・被保険者の犯罪行為（刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。）に起因する対象事由 ・法令に違反することを被保険者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為に起因する対象事由 ・この保険契約の保険期間の初日において、被保険者が対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知っていた（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）場合に、その状況の原因となる行為に起因する一連の対象事由 ●次の事由は、すべての被保険者に適用されます。 ・加入者票記載の遡及日より前に行われた行為に起因する一連の対象事由 ・初年度契約の保険期間の初日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実またはその事実に関連する他の事実に起因する一連の対象事由 ・この保険契約の保険期間の初日より前に発生していた対象事由の中で疑われていた、または申し立てられていた行為に起因する一連の対象事由 ・戦争、内乱、変乱、暴動、騒じょうその他の事変に起因する対象事由 ・汚染物質の流出、核物質の危険性、石綿（アスベスト）の有害な特性等に起因する対象事由 ・身体障害、精神的苦痛、財物損壊等、人格権侵害についての損害賠償請求（*1）（*2）（*3） （*1）個人被保険者が身体障害・財物損壊等争訟費用を負担することによって被る損害（個人被保険者本人の直接の行為により発生した損害を除きます。）については補償対象です。 （*2）個人被保険者に対して雇用関連損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金・争訟費用に限ります。）については補償対象です。ただし、侵害行為のうちセクハラ、パワハラ等の行為を行った個人被保険者本人に対してなされた雇用関連損害賠償請求に起因する損害は、補償対象外です。 （*3）法人内調査費用または第三者委員会設置・活動費用による損害は補償対象です。 ・法人に対して有価証券損害賠償請求がなされたことにより法人が以下を負担することによって被る損害 ①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③危機管理コンサルティング費用 ④危機管理対策実施費用 （次頁へ続く）
	争訟費用		個人被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、個人被保険者に対して損害賠償請求がなされたことに関する争訟（訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。）によって生じた費用（個人被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。）で、引受保険会社が必要、有益かつ妥当と認めたものであって、引受保険会社の事前の書面による同意を得て個人被保険者が負担したものに限ります。	○	○	
	役員費用	損害賠償請求対応費用	個人被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（ただし、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）が発生した場合または損害賠償請求がなされた場合に、個人被保険者がその状況または損害賠償請求に対応するために負担した費用をいいます。	○	○	
		公的調査等対応費用	公的機関からの要請に基づき記名法人が法人内調査を開始した場合または法人に対して公的調査が開始された場合に、個人被保険者がその法人内調査または公的調査に対応するために負担した費用をいいます。	○	○	
		刑事手続対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して刑事手続が開始された場合に、個人被保険者がその刑事手続に対応するために負担した費用をいい、個人被保険者が保釈条件に違反したときに刑事手続を管轄する裁判所が要求する金額に関し、その支払を保証するために発行する保釈保証書その他の金融商品にかかる保証料または手数料（保証金その他の担保は除きます。）を含みます。		○	
		財産または地位の保全手続等対応費用	日本国外において、個人被保険者に対して財産または地位の保全手続等が開始された場合に、その手続等がなされることを防ぐために個人被保険者が負担した費用をいい、個人被保険者がその手続等に関して確認判決または差止命令を請求する法的手続を行うために負担した費用を含みます。		○	
		信頼回復広告費用	個人被保険者に対して損害賠償請求または刑事手続がなされた場合であって、その損害賠償請求または刑事手続についての最終的な司法判断において個人被保険者に責任がないと認定されたときに、個人被保険者の評価または評判への影響を最小化する目的で、個人被保険者に責任がないと認定されたことを周知させるために個人被保険者が負担した費用をいいます。	○	○	
補償契約に関する補償		補償契約に関する補償	役員が被る損害について、法人が、法律、契約または定款等の規定に基づいて適法に、役員に対して補償を行ったことにより、法人が被る損害に対して、保険金をお支払いします。 （保険期間中に「役員に関する補償」に規定する対象事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。）	「役員に関する補償」と同じ		
法人に関する補償	法人費用	法人内調査費用	法人において、不祥事が発生した場合または発生したことが疑われる場合に、その不祥事に関して行う法人内調査（※1）を開始した場合に、法人内調査を行うために法人が負担した費用（法人に雇用されている者への給与、提訴請求対応費用、危機管理コンサルティング費用等を除きます。）をいいます。 （※1）この保険契約の保険期間の末日の翌日以降180日が経過するまでの期間に、公的機関に対する文書による届出もしくは報告または新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットもしくはこれらに準じる媒体による発表または報道により、その調査を行ったことを公表したものに限ります。	○	○	
		第三者委員会設置・活動費用	法人が第三者委員会を設置した場合に、第三者委員会の活動、調査または報酬のために、法人が負担した費用（法人に雇用されている者への給与、監督官庁による定期的な検査への対応費用や調査費用等を除きます。）をいいます。	○	○	
		提訴請求対応費用	提訴請求がなされるおそれのある状況（ただし、提訴請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。）が発生した場合または提訴請求がなされた場合に、法人がその状況または提訴請求に対応するために負担した費用をいい、法人が役員の責任追及等の訴えを提起しない理由を社員に通知するために負担した費用を含みます。	○	○	

	お支払いする保険金（補償項目）		保険金をお支払いする場合 （「役員に関する補償」・「法人に関する補償」共通：保険期間中に「対象事由（下線部）」が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。）	補償対象地域 日本国内	補償対象地域 日本国外	保険金をお支払いできない主な場合
法人に関する補償	法人費用	危機管理コンサルティング費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策につき、コンサルティング業者から支援、指導または助言を得るために法人が負担した費用をいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。	○	○	（前頁より） ・保険期間中に次に定める取引が行われた場合は、その取引の発効日の後に行われた行為に起因する対象事由 ①法人が第三者と合併すること、または法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。 ②第三者が、法人の総社員の議決権につき、直接または間接的に過半数を取得すること。（保険契約者または被保険者が上記の取引が行われた事実を遅滞なく引受保険会社に対して書面により通知し、引受保険会社が書面により承認した場合を除きます。） ・次の損害 ①税金、罰金、科料、過料、課徴金 ②法令上保険適用が認められない損害 ③汚染浄化費用またはこれによる損害 ・保険金の支払いを行うことにより引受保険会社が制裁、禁止または制限を受けるおそれがある場合 個人被保険者に対してなされた次の損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、④に規定する損害賠償請求については、個人被保険者ごとに個別に判断するものとします。 ①個人被保険者である役員の配偶者、六親等内の血族または三親等内の姻族からなされた損害賠償請求 ②法人に次のいずれかに該当する事由が生じたことに関連して、法人に対して債権を有する第三者からなされた損害賠償請求 ア. 破産手続、再生手続、更生手続もしくは特別清算の開始の申立てがあったこと、または清算手続に入ったこと。 イ. 手形交換所において取引停止処分がなされたこと。 ③他の個人被保険者からなされた損害賠償請求 ④個人被保険者の行った医療行為に起因する損害賠償請求　等
		危機管理対策実施費用	法人に対する提訴請求がなされた場合または個人被保険者に対する社員代表訴訟が提起された場合に、コンサルティング業者による支援、指導または助言に基づき、その法人の評判に対する影響を最小化するための対策を講じるために法人が負担した費用であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、法人に対する提訴請求がなされた時からその翌日以降180日が経過するまでの期間に負担した費用に限ります。 ア. 法人に対する提訴請求または個人被保険者に対する社員代表訴訟がなされた原因または対応を説明するために行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表または広告の費用 イ. 社員等の利害関係者に対して書面を発送する郵送の費用 ウ. アおよびイのほか、引受保険会社の同意を得て負担した費用	○	○	
		訴訟告知受理に関する公告・通知費用	（提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合）医療法その他の法令の規定に基づき、法人が役員に対する社員代表訴訟の訴訟告知を受理したことを公告し、または社員に通知するために法人が負担した費用をいいます。	○		
		法人補助参加調査費用	（提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合）法人が補助参加（日本国内において個人被保険者に対して提起された社員代表訴訟に対し、医療法その他の法令の規定に基づき、各監査役、各監査等委員または各監査委員等の同意を得て、個人被保険者を補助するために法人が訴訟参加することをいいます。）すべきかどうかについて調査を行うために法人が負担した費用をいいます。	○		
		法人補助参加費用	（提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合）法人が補助参加することによって法人が負担した争訟費用をいいます。	○		
		文書提出命令対応費用	（提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合）法人が補助参加した場合に、裁判所からの文書提出命令に対応するために法人が負担した費用をいいます。	○		
		役員に対する責任免除に関する公告・通知費用	（提訴請求または社員代表訴訟が提起された場合）医療法その他の法令の規定に基づき、取締役会等が役員について責任免除の決議を行ったときに、法人がその旨を公告し、または社員に通知するために法人が負担した費用をいいます。	○		
その他の補償	緊急費用		次の条件をすべて満たす場合において、役員に関する補償・法人補償に関する補償・法人に関する補償について、引受保険会社の事前の書面による同意を得ずに法人や役員が負担した費用をいいます。 ①被保険者が緊急性が高いと合理的に判断する状況において、被保険者がこれらの費用を負担したこと。 ②これらの費用を最初に負担した日から起算して30日以内に引受保険会社の同意を求めたこと。 ③これらの費用が必要、有益かつ妥当なものであったとして、引受保険会社が事後的に同意すること。			
	法人外役員向け上乗せ補償（追加支払限度額）		法人外役員について、法人外役員ごとに1億円の追加支払限度額を提供します（ただし、保険期間中すべての法人外役員に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。）。			
	役員の相続人向け上乗せ補償（追加支払限度額）		役員の相続人について、役員の相続人ごとに1億円の追加支払限度額を提供します（ただし、保険期間中すべての役員の相続人に対して支払う保険金の額を合計して3億円を限度とします。）			

事故調査費用保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医療事故調査費用保険	保険期間中に発生した医療事故について、被保険者が医療法に規定される医療事故調査費用を負担することによって被る損害に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	①死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用 ②死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用 ③院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費 ④医療事故調査等支援団体に、医療事故調査に必要な支援を求めた場合に、その団体に対して支払った費用。ただし、1事故につき20万円を限度とします。 ⑤医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。1事故につき、15万円とします。 ⑥①から⑤までのほか、医療事故調査を行うために被保険者以外の者に対して支払った費用であって、引受保険会社が妥当と認めたもの。ただし、医療事故が発生した病院等に雇用されている者またはその病院等から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等は含みません。	この保険では、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①美容を唯一の目的とする医療行為 ②所定の免許を有しない者が遂行した医療行為。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為を除きます。 ③保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします）が法令に違反することを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます） ④医療事故調査の対象外となる死亡、死産またはその他の身体の障害 ⑤保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に医療事故の原因となる事由が生じていることを知っていた場合は、その医療事故 ⑥次の費用を支出することによって被る被害 （ア）この保険契約と同種の損害保険契約の保険料 （イ）金利その他資金調達に関する費用 （ウ）医療設備の購入代金、研修への参加費用など医療事故の再発防止のための措置を被保険者が講じたことにより支出する費用 ⑦サイバー攻撃またはそのおそれに起因する損害 等

現金・小切手運送保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
現金・小切手運送保険	(1)日本国内における「輸送中」または「保管中」の「現金・小切手」につき盗難・滅失その他すべての偶然な事故により被保険者が被った財産上の直接損害に対して、保険金を支払います。 (2)次の費用の損害に対して保険金を支払います。 ①公示催告および除権決定の手続きに要した費用 ②保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料 ③遺失物法に基づき、引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票記載の支払限度額の20%をもって限度とします ④再作成された場合は、それに要した費用	①損害保険金(貨物の損害に対する保険金) 被保険者が被る財産上の直接損害に対して支払う保険金 ②損害防止費用 ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用。 ③請求権の保全・行使手続費用 請求権の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用 ④救助料 ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬 ⑤継搬費用 貨物または輸送用具にこの保険でお支払いの対象となる事故が発生した場合に、貨物を加入者票記載の仕向地へ輸送するために要した費用(ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます) ⑥共同海損分担額 運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき分担額 ⑦公示催告・除権決定等の手続きに要した費用 公示催告および除権決定の手続きに要した費用(異議申立提供金を含みます) ⑧遺失物法に基づく報労金 遺失物法に基づき、東京海上日動の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票に記載される支払限度額の20%が限度となります。 ⑨再発行費用 小切手類の再発行に要した費用	次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ①「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足 ②携行中の置き忘れまたは紛失 ③「取引相手」による詐欺 ④帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い ⑤「現金・小切手」の偽造、変造、模造または贋造 ⑥債権の回収不能、不渡りその他の信用危険または市場価値の下落 ⑦身代金の支払い ⑧恐喝 ⑨保険契約者、被保険者または金融機関を含むすべての第三者が使用するコンピュータシステムおよび機器(ATM等のオンライン端末機を含みます。)の操作(通信回線を利用した間接的な操作を含みます) 等

医療廃棄物排出事業者責任保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医療廃棄物排出事業者責任保険	医療機関等が適正な廃棄物処理手続きを行ったにもかかわらず、委託した産業廃棄物処理業者(所定の収集運搬業者や廃棄物処理業者)が産業廃棄物を不法投棄し、その結果生じた環境汚染により、被保険者(※1)である医療機関等が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」といいます)」等の法令に基づき汚染浄化費用の支出等を命じられた場合や、投棄廃棄物周辺の住民等の他人に身体の障害・財物損壊等(※2)を生じさせたことに対して損害賠償請求がなされたことによって法律上の賠償責任を負担すること(※3)により被った損害に対して保険金をお支払いいたします。ただし、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合(※4)に限ります。 (※1)当保険の補償を受けることが出来る方をいいます。記名被保険者である医療機関の他、その役員・使用人も被保険者に含まれます。 (※2)「財物の損壊等」とは、財物の滅失・破損・汚損、財物の使用不能、漁業権・入漁権の侵害をいい、「廃棄物処理法」・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」に基づき被保険者が汚染浄化費用の負担または不法投棄された産業廃棄物の撤去・処理を命じられた場合も財物の損壊等が生じたとみなします。 (※3)汚染浄化費用支出等の命令については、その命令に基づき汚染浄化費用を負担することをもって、法律上の賠償責任を負担するものとみなします。 (※4)汚染浄化費用支出等の命令については、廃棄物処理法等に基づく命令またはこれに準ずるものの受理をもって、損害賠償請求がなされたとみなします。	(1)お支払いする保険金の種類 ①「廃棄物処理法」・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」に基づき、被保険者が汚染浄化費用(※5)の負担または不法投棄された産業廃棄物の撤去・処理を命じられた場合に、その命令により負担した汚染浄化費用であって、引受保険会社が書面により同意した費用 (※5)環境汚染が発生した場合において、流出・いっ出・漏出し、または排出された汚染物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳化分散処理、中和処理等に要する費用、または、不法投棄された産業廃棄物の撤去または処理にかかる費用をいいます。 ②法律上被害者に支払うべき次のような損害賠償金(※6) a. 他人の身体の障害を発生させた場合／治療費・休業損失(死亡の場合は得べかりし利益の喪失)・慰謝料等 b. 他人の財物を損壊等させた場合／財物の滅失・破損・汚損の場合……原状に回復するのに要する修理費(修理不能のときは一般的には損失時の時価)等 財物の使用不能の場合……使用不能による損失 他人の漁業権・入漁権を侵害した場合…漁獲高または入漁料の減少による損失 (※6)賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要になります。 ③環境汚染またはその原因となる事故が発生した場合において、身体障害を被った被害者に対する応急手当、護送に要した費用および支出につきあらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用 ④他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使手続きのために引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用 ⑤訴訟、仲裁、和解、調停についての支出で、あらかじめ引受保険会社が書面により同意した費用 ⑥引受保険会社が被保険者に代わって賠償請求の解決に当たる場合において引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出した費用 (2)保険金の支払方法 保険金お支払額= (上記①～⑥の合計額)×90%(縮小支払割合) ただし、ご加入の支払限度額を限度とします。 更新契約の場合において、被保険者の環境保全責任者が、産業廃棄物の不法投棄をこの保険契約の開始時より前に知ったまたは予見できたと認められる場合は、お支払いする保険金の額は、「この保険契約の保険金支払条件により算出される額」と「知った・予見できた時に有効であった保険契約の保険金支払条件により算出される額」のいずれか低い金額となります。	①被保険者が自ら不法投棄を行った場合 ②被保険者が廃棄物処理を委託する際、不法投棄がなされることや法令に定める基準に従った廃棄物処理を行わない産業廃棄物処理業者であることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合 ③被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物処理業者としての許可を受けていない業者であることを知りながら(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます)委託をした場合 ④被保険者が廃棄物処理を委託する際、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付していない場合 ⑤被保険者が廃棄物処理を委託する際、産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしていた場合 ⑥被保険者が廃棄物処理を委託した後、廃棄物処理法に定める産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の最終処分の確認を故意・重過失により怠った場合 ⑦廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票の写しの保存義務違反の場合 ⑧廃棄物処理法に定める産業廃棄物保管基準(特別管理産業廃棄物保管基準を含みます)の違反または廃棄物処理法もしくはその他の法令により罰則が適用されるべき行為による損害、および罰金、科料または過料に起因する損害 ⑨被保険者が所有、使用または管理する施設内で生じた環境汚染により被る損害 ⑩不動産価格の下落に起因する賠償責任 ⑪一連の廃棄物処理に関与した者、またはその役員もしくは従業員(過去に役員または従業員であった者を含みます。)からなされた損害賠償請求 ⑫記名被保険者の役員や使用人が業務に従事中に、環境汚染にさらされた結果被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑬初年度契約の保険期間の開始日前に被保険者から産業廃棄物処理業者に引き渡され、または収集・運搬・処分を委託された産業廃棄物に起因する損害 ⑭地震、噴火、洪水、高潮または津波 ⑮医学・科学・産業的利用に供されるラジオ・アイソトープによるものを除く原子核反応・原子核の崩壊 ⑯悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任 ⑰サイバー攻撃に起因する損害 等

ご注意事項

（下記の事項は長期休業補償制度、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTには適用されません。長期休業補償制度、経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTのご注意事項は別途専用パンフレットをご参照下さい。）

◆ご加入の際のご注意

1.告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務がございます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがございます。

2.通知義務：

■医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

■産業医等活動保険、介護サービス事業者賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療機関向け役員賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがございます。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

■医療事故調査費用保険、現金・小切手運送保険の場合
ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

■医療施設機械補償保険の場合
ご加入の後、次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡をいただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがございます。また変更の内容によってご契約を解除することがございます。

○保険の対象の用途または仕様を変更すること。
○上記のほか、加入依頼書の記載事項のうち☆が付された事項に変更を生じさせる事実が発生すること。

3.他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いいたします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。
ただし、医療施設機械補償保険の場合、他の保険契約等の内容によっては、上記の支払い方法と異なる場合がございます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

4.補償の重複に関するご注意
補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

5.引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがございます。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6.医療施設機械補償保険について、質権を設定される場合は、引受保険会社まで個別にご相談ください。

7.取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

8.本契約は一般社団法人 全日病厚生会を保険契約者とし、一般社団法人 全日病厚生会会員等を被保険者とする医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険（賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款）、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、現金・小切手運送保険、環境汚染賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、一般社団法人 全日病厚生会が有します。

9.本契約の保険期間は2022年2月1日午後4時から2023年2月1日午後4時です（中途加入の補償開始日は異なります。）

10.このパンフレットは、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険（賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款）、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、現金・小切手運送保険、環境汚染賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の概要をご紹介したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてございます保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。現金・小切手運送保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

11.医療施設機械補償保険および現金・小切手運送保険につきましては、それぞれ「テロ危険不担保特約条項」、「テロ危険免責特別約款」を付帯してお引き受けすることとなります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

12.加入者票：加入者票が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社までご照会ください。加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

13.重大事由による解除について
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合　等

◆もしも事故が起きたときは

■医師賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

■医療施設賠償責任保険、産業医等活動保険（賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款）、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

■サイバーリスク保険の場合
（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項で補償対象となる費用）
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。
（上記以外）
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

■医療機関向け役員賠償責任保険の場合
対象事由が生じた場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。
対象事由が発生するおそれのある状況（ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。）を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。
ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

■医療施設機械補償保険の場合
損害が生じたことを知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります（その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）。

■医療事故調査費用保険の場合
ご契約者または被保険者が、医療事故の発生を知ったときは、遅滞なく、医療事故調査の対象となる医療事故発生の日時・場所および具体的な内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

■現金・小切手運送保険の場合
遅滞なく警察署、郵便局、各金融機関等への届出を行い、事故に関する証明の取得を行ってください。また、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。必要な手続きに関してご説明およびご相談させていただきます。

●保険金請求の際のご注意（医療施設機械補償保険、現金・小切手運送保険、医療事故調査費用保険を除きます）
責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

●保険金請求権には時効（3年）がございますのでご注意ください。

◆示談交渉サービスはございません

この保険には、賠償事故の際に保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。